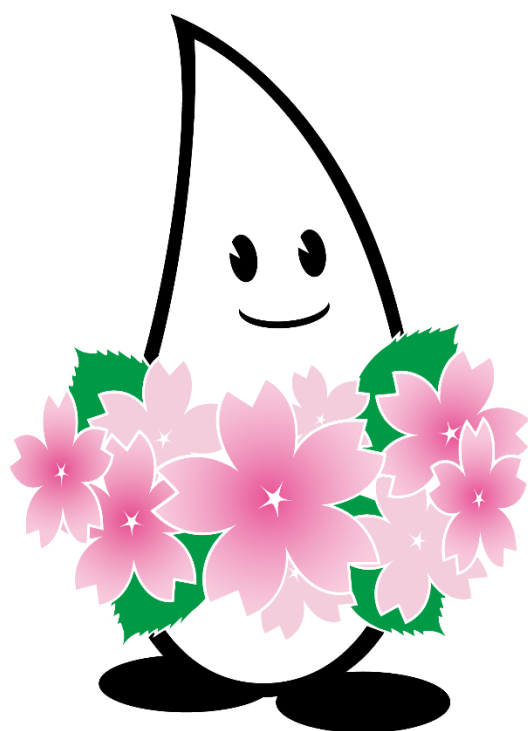


伊那市
「身寄りのない人」への支援のガイドライン
～ 支援する人のためのガイドライン ～

資料編



令和6年11月
伊那市

資料編

ガイドライン作成にあたりアンケート調査を実施しました。
その結果は以下のとおりです。

経過

- | | |
|------------|---|
| 令和4年7月19日 | 第1回伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会にてニーズ調査について説明 |
| 令和4年9月28日 | 伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会第1回ワーキングチーム会議にて調査内容について検討 |
| 令和4年10月14日 | 調査票を送付。11月18日回答期限。 |

身寄りのない方の支援についてのアンケートのまとめ

(居宅介護支援専門員、相談支援専門員)

1 依頼先

高齢者、障害者の相談に関わっている事業所等

- ・居宅介護支援専門員 19事業所 75人
- ・相談支援専門員 23事業所 48人
- ・上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 相談支援専門員 7人

2 回答状況

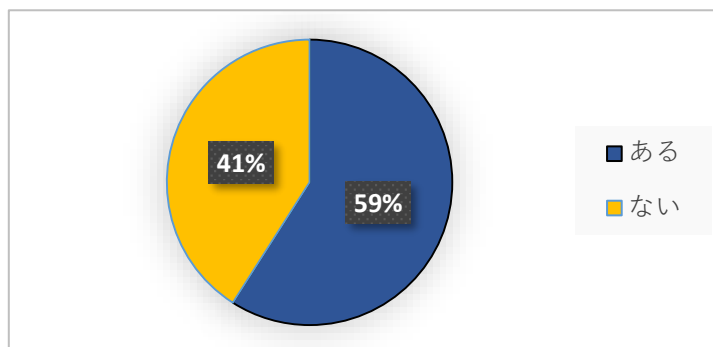
回答数 83人 回収率 約64%

3 調査結果

問1 支援をされてきた中で身寄りのない方の支援をしたことがありますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 ある	2 ない
------	------



1 ある	59%
2 ない	41%

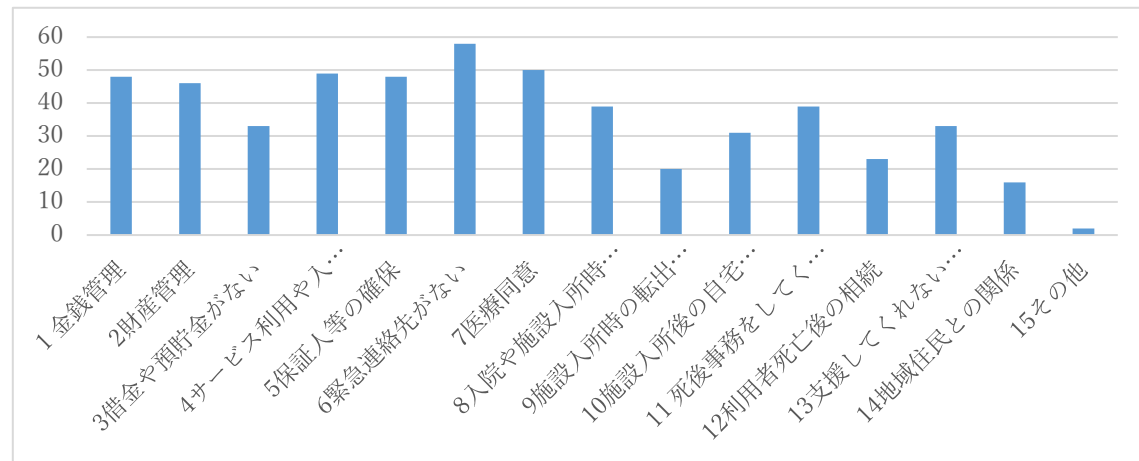
問2 身寄りのない方の支援をされた経験がある方は身寄りがいないことで困ったこと、身寄りのない方の支援をされた経験がない方は身寄りがいないことで困ると考えられる内容はどのようなことが考えられますか

1 金銭管理	2 財産管理（土地や建物、株や証券、自動車等）
3 借金や預貯金がない	4 サービス利用や入院、入所の契約
5 保証人等の確保	6 緊急連絡先がない
7 医療同意	8 入院や施設入所時の物品準備
9 施設入所時の転出届、転入届	10 施設入所後の自宅の片付け
11 死後事務をしてくれる人がいない	12 利用者死亡後の相続

1 3 支援してくれない親族との関係
1 5 その他（

1 4 地域住民との関係

）



1 金銭管理	4 8
2 財産管理（土地や建物、株や証券、自動車等）	4 6
3 借金や預貯金がない	3 3
4 サービス利用や入院、入所の契約	4 9
5 保証人等の確保	4 8
6 緊急連絡先がない	5 8
7 医療同意	5 0
8 入院や施設入所時の物品準備	3 9
9 施設入所時の転出届、転入届	2 0
1 0 施設入所後の自宅の片付け	3 1
1 1 死後事務をしてくれる人がいない	3 9
1 2 利用者死亡後の相続	2 3
1 3 支援してくれない親族との関係	3 3
1 4 地域住民との関係	1 6
1 5 その他	2

その他の意見

・お墓の管理

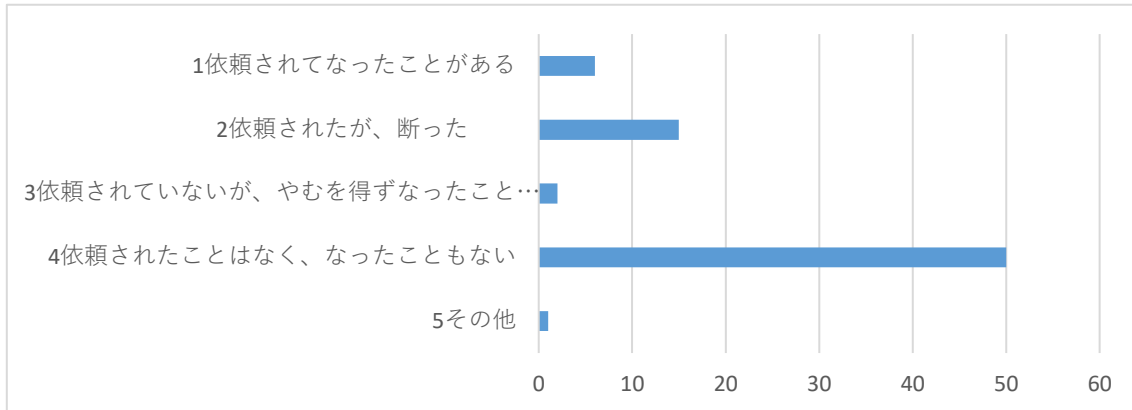
・仏様のこと

問3 支援されてきた中で、身寄りがいないことで入院や施設入所等のために相談者や関係機関等から保証人等になるよう依頼されたことがありますか。また、実際になったことがありますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 保証人等を依頼されてなったことがある | → 問3-2へ |
| 2 保証人等を依頼されたが、断った | → 問3-2へ |

- 3 保証人等になるよう依頼されていないが、やむを得ずなったことがある
(理由：)
- 4 保証人等を依頼されたことはなく、なったこともない
- 5 その他 ()



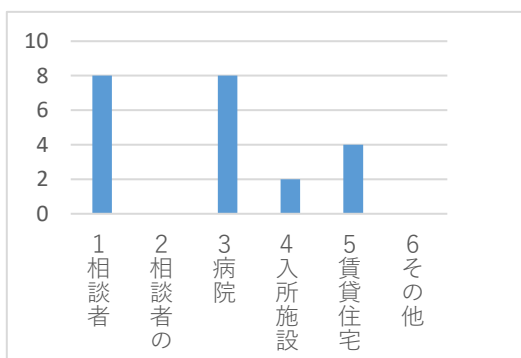
1 保証人等を依頼されてなったことがある	6
2 保証人等を依頼されたが、断った	15
3 保証人等になるよう依頼されていないが、やむを得ずなったことがある	2
4 保証人等を依頼されたことはなく、なったこともない	50
5 その他	1

その他の意見

- ・生活保護の方なので、ショートステイ等の契約時の保証人は福祉事務所へ依頼

問3-2 問3で1または2に回答した方におたずねします。依頼があったのは、誰からですか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 相談者 2 相談者の家族 3 病院
- 4 入所施設 5 賃貸住宅の大家、企業 6 その他 ()



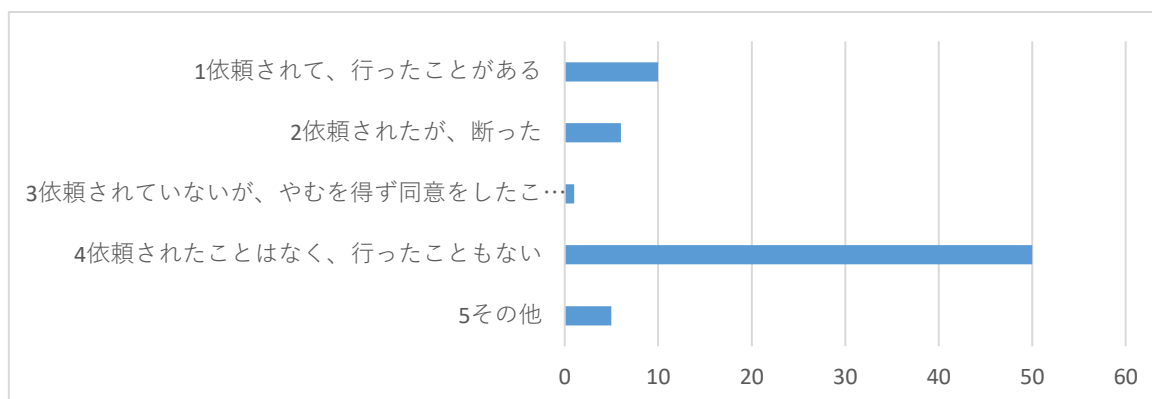
1 相談者	8
2 相談者の家族	0
3 病院	8
4 入所施設	2
5 賃貸住宅の大家、企業	4
6 その他	0

問4 支援されてきた中で、身寄りがいないことで予防接種の同意や手術の同意のために相談者や関係機関等から医療同意をするように依頼されたことがありますか。また、実際に医療同意をしたことがありますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 医療同意を依頼されて、行ったことがある → 問4-2へ
- 2 医療同意を依頼されたが、断った → 問4-2へ
- 3 医療同意を行うよう依頼されていないが、やむを得ず同意をしたことがある
(理由：)
- 4 医療同意を依頼されたことはなく、行ったこともない
- 5 その他 ()

1 医療同意をされて、行ったことがある	10
2 医療同意を依頼されたが、断った	6
3 医療同意を行うよう依頼されていないが、やむを得ず同意をしたことがある	1
4 医療同意を依頼されたことはなく、行ったこともない	50
5 その他	5

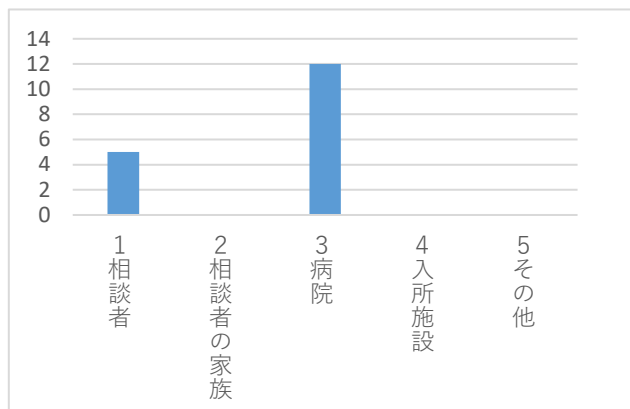


その他の意見

- ・ 予防接種の同意について、本人に認知症があったため医療機関と相談の上、本人の署名にて対応した。
- ・ 最終的には親族がみつきり同意がもらえたが、その後の関係は再びなくなっている。
- ・ 障害者の親の入院時に同席し、手伝った。
- ・ 本人が同意できる方だったが、受診や入院対応に付き添ったことがある。
- ・ 認知症の妻が書類記載できたので同行し、立ち会ったことがある。

問4-2 問4で1または2に回答した方におたずねします。依頼があったのは、誰からですか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

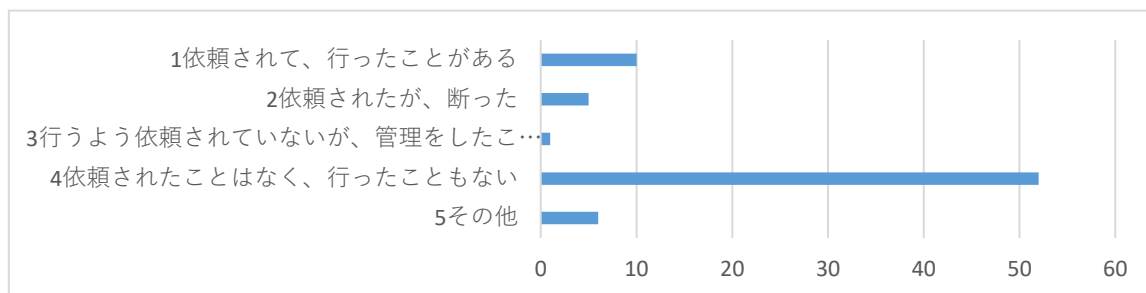
1 相談者	2 相談者の家族
3 病院	4 入所施設
5 その他 ()	



1 相談者	5
2 相談者の家族	0
3 病院	12
4 入所施設	0
5 その他	0

問5 支援されてきた中で、身寄りがいないこと、相談者が金銭管理をすることができなくなったために相談者や関係機関等から金銭管理をするように依頼されたことがありますか。また、実際に通帳や大きな金額の金銭管理をしたことがありますか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 金銭管理を依頼されて、行ったことがある	→ 問5-2へ
2 金銭管理を依頼されたが、断った	→ 問5-2へ
3 金銭管理を行うよう依頼されていないが、管理をしたことがある (理由 :)	
4 金銭管理を依頼されたことはなく、行ったこともない	
5 その他 ()	



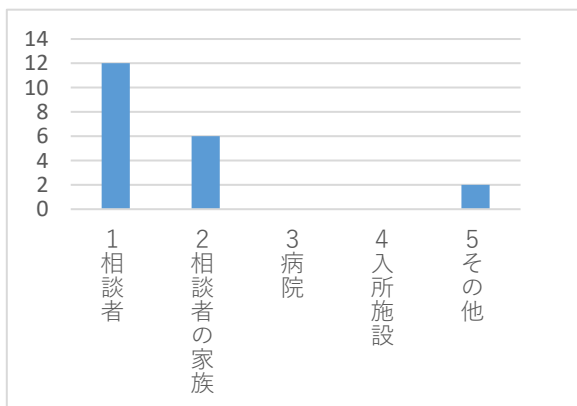
1 金銭管理を依頼されて、行ったことがある	10
2 金銭管理を依頼されたが、断った	5
3 金銭管理を行うよう依頼されていないが、管理をしたことがある	1
4 金銭管理を依頼されたことはなく、行ったこともない	52
5 その他	6

その他の意見

- ・後見人を就けた。(2件) ・支払いに行ったことがある。
- ・初めからできないと説明する。社協の支援事業を紹介する。
- ・数万円程度の生活費を預かって管理したことがある。
- ・通帳と印鑑の場所を覚えてほしいと言われた(本人から)。

問5-2 問5で1または2に回答した方におたずねします。依頼があったのは、誰からですか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-----------|----------|
| 1 相談者 | 2 相談者の家族 |
| 3 病院 | 4 入所施設 |
| 5 その他 () | |



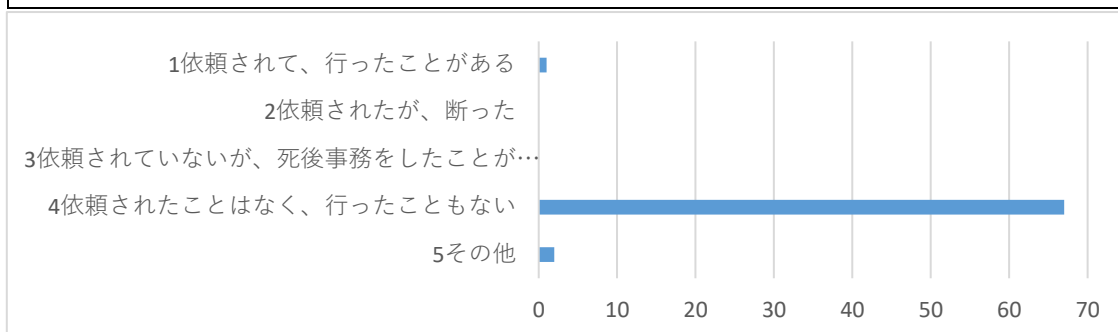
1 相談者	1 2
2 相談者の家族	6
3 病院	0
4 入所施設	0
5 その他	2

その他の意見

- ・就労先
- ・市町村

問6 支援されてきた中で、身寄りがいないために相談者や関係機関等から死後事務をするように依頼されたことがありますか。また、実際に死後事務をしたことがありますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|---|---------|
| 1 死後事務を依頼されて、行ったことがある | → 問6-2へ |
| 2 死後事務を依頼されたが、断った | → 問6-2へ |
| 3 死後事務を行うよう依頼されていないが、死後事務をしたことがある
(理由:) | |
| 4 死後事務を依頼されたことはなく、行ったこともない | |
| 5 その他 () | |



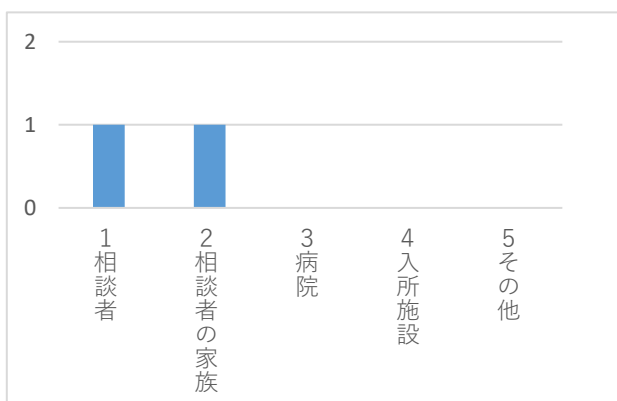
1 死後事務を依頼されて、行ったことがある	1
2 死後事務を依頼されたが、断った	0
3 死後事務を行うよう依頼されていないが、同意をしたことがある	0
4 死後事務を依頼されたことはなく、行ったこともない	6 7
5 その他	2

その他の意見

- ・生活保護の方で、生活保護の担当者が行った。
- ・依頼されたかわからないが、前任が保証人とともに死後のお墓のこと、葬儀のこと、相続のことをご本人にお聞きしていました。

問6-2 問6で1または2に回答した方におたずねします。依頼があったのは、誰からですか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

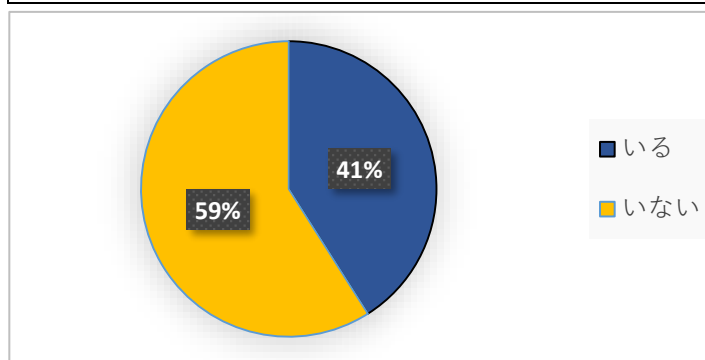
1 相談者	2 相談者の家族
3 病院	4 入所施設
5 その他 ()	



1 相談者	1
2 相談者の家族	1
3 病院	0
4 入所施設	0
5 その他	0

問7 担当している利用者の中に現在身寄りがいない、今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民はいますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。いる場合には人数の記入をしてください。

1 いる → 人	2 いない
----------	-------



1 いる	41%
2 いない	59%

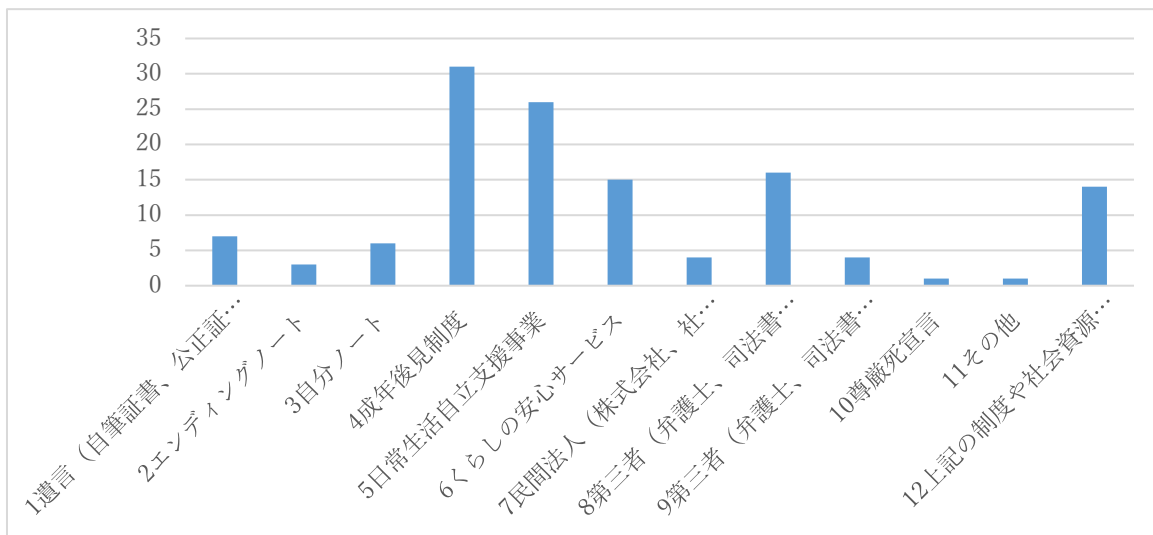
*左表より

現在身寄りがいない、
今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民
64人

いる人数	回答数
1人	17
2人	3
3人	2
4人	6
5人	1
6人	1

問8 身寄りのない方を支援するにあたって、活用したことがある制度や社会資源がありますか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 1 遺言（自筆証書、公正証書等） | 2 エンディングノート | 3 自分ノート |
| 4 成年後見制度 | 5 日常生活自立支援事業 | 6 暮らしの安心サービス |
| 7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受 | | |
| 8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約 | | |
| 9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約 | | |
| 10 尊厳死宣言 | 11 その他（ ） | |
| 12 上記の制度や社会資源は利用したことがない | | |



1 遺言（自筆証書、公正証書等）	7
2 エンディングノート	3
3 自分ノート	6
4 成年後見制度	31

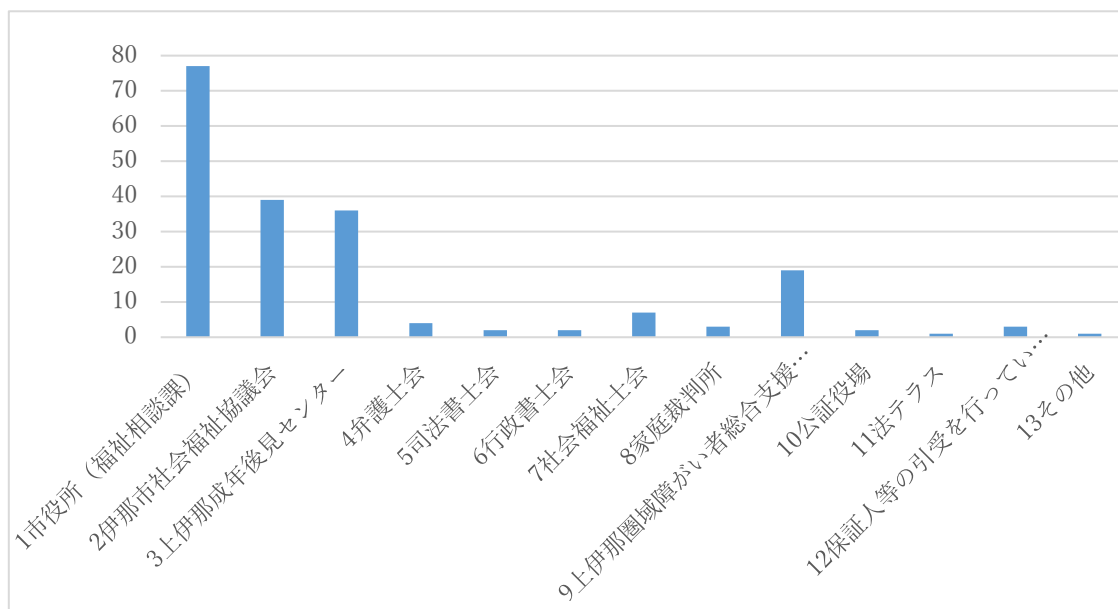
5 日常生活自立支援事業	26
6 暮らしの安心サービス	15
7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受	4
8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約	16
9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約	4
10 尊厳死宣言	1
11 その他	1
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない	14

その他の意見 ・ 知人

問9 身寄りのない方を支援する場合にどこに相談をしますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1 市役所（福祉相談課）	2 伊那市社会福祉協議会	
3 上伊那成年後見センター	4 弁護士会	5 司法書士会
6 行政書士会	7 社会福祉士会	8 家庭裁判所
9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ		
10 公証役場	11 法テラス	
12 保証人等の引受を行っている民間法人	13 その他（	）



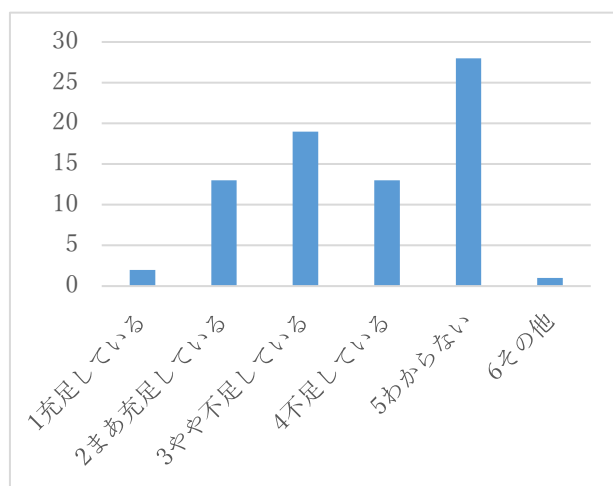
1 市役所（福祉相談課）	77
2 伊那市社会福祉協議会	39
3 上伊那成年後見センター	36
4 弁護士会	4

5 司法書士会	2
6 行政書士会	2
7 社会福祉士会	7
8 家庭裁判所	3
9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	19
10 公証役場	2
11 法テラス	1
12 保証人等の引受を行っている民間法人	3
13 その他	1

その他の意見 ・法人担当の司法書士

問10 身寄りのない方の相談や支援にあたって、現状の制度や社会資源の状況についてあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|------------|------------|
| 1 充足している | 2 まあ充足している |
| 3 やや不足している | 4 不足している |
| 5 わからない | 6 その他（ ） |



1 充足している	3%
2 まあ充足している	17%
3 やや不足している	25%
4 不足している	17%
5 わからない	37%
6 その他	1%

その他の意見

60才代で1人暮らしの方の支援を行っています。くらしの安心サービスを紹介しましたが、お墓の事や死後の家の事、財産の事など、公的機関でのサービスがあってほしいとの希望がありました。

問11 身寄りのない方の支援のために、どのような制度や社会資源が必要であると考えますかご自由にご記入ください。(以下原文のまま記載)

- ・日頃から相談できる窓口。
- ・認知症の方で、家族と関係が悪く支援が受けられない方がいました。契約等は何とか対応していただきましたが、こちらからの連絡は無視。本人が救急車に乗って搬送されるのを横目に声もかけず出勤してしまったこともあり。結局遠方の家族の対応で後見人制度利用になりましたが、その後住宅生活はとても困難な状況となってもご家族は遠方のため、「施設に入れて下さい」と言うだけ。入居に向けた説得などは後見人と協力してこちらで行わなければならず、週に何度も通ったり、何時間も話をしたり、とても負担が大きかったイメージでした。
何か、社会資源があれば解決したということではないと思いますが、このような独居及び身寄りが無い、認知症が進行しているケースは得に負担が大きいです。支援者に対するフォローや補助（報酬）などがあると多少は救われるようにも思います。
- ・市営住宅に入居した時の保証人は2名（1名は必ず伊那市在住）は厳しいです。伊那市在住でなければそれほど見つけることに苦労はしないと思われます。
- ・後見制度はとても良い制度ですが、お金の無い方は厳しく・・・
- ・くらしの安心サービスも拒否された場合（包括も社協も同行してくれた。）、定期的にケアマネからも話すが、拒否継続。このような場合どのようにしたらいいかアドバイスをいただきたい。
- ・60才代で1人暮らしの方の支援を行っています。くらしの安心サービスを紹介しましたが、お墓のことや死後の家のこと財産のことなど公的機関でのサービスがあってほしいと希望がありました。
- ・利用が出来ていないため、良く分からない部分もありますが、今回新しくできた”くらしの安心サービス”は良い制度じゃないかと感じています。
- ・身寄りなし、お金なしという方の支援、出来るのであれば教えてほしい。
- ・介護が必要になる前から相談できる場所の周知。
- ・地域住民の協力。
- ・成年後見制度の見直し→後見人を変えられる、お金の明確化（謝礼など、後見人に支払う金額）。
- ・身寄りのない方の窓口相談設置（専門性のある方）。
- ・日常生活自立支援事業の拡充（成年後見制度に近い形）。
- ・入院になった時の対応（通院介助、入院手続き、支払い等の代行）。亡くなった時、その後の手続きや遺品の片付け等の代行。
- ・緊急時（入院等）夜の対応など、ケアマネが呼ばれることがある。その対応にあたってくださいる方が必要。普段元気な時から決めておく必要あり。「担当ケアマネだけど、家族ではない」
- ・受診、入院時の同行。
- ・自宅に戻れなくなりそうな場合、区費などどうするのか。
- ・地域の見守りや安否確認。
- ・伊那市外の方ですが、任意保険を多重にかけていることがわかり、一緒に整理しましたが、専門知識もない中でかなり苦労しました。そういった専門家とのつながりも必要だと感じました。
- ・体調不良の時の支援（受診付き添い、入院手続き、自宅での食事等の支援）
- ・日常生活支援・・・受診の付き添い、預貯金の引き出し、買い物同行、草刈り、話し相手、訪問診療（定期・緊急）、薬の受け取り
- ・入院、施設入所の時の保証人。

- ・介護度がつかない高齢の精神疾患の方の生活の場があればいいと思います。
- ・利用者さんがまだお若い方が多いので、制度として整えていないのが現状です。
- ・どのような状況の方がどこに相談すればよいか、わかりやすく案内する所が必要。
- ・役所でたらい回しにならないように相談をしっかりと次につなげる配慮。
- ・支援する中で、身寄りのない方には、金銭管理や死後事務、保証人等についての説明や、しなければならない、またしておいた方が良い手続きがあることを具体的に提示してあげることが必要とを感じる。そのために支援者自身が内容を知っていなければならないが、わからないことも多く、学習の機会があると良いと思う。
- ・財産管理、特に自宅→入所または死亡したあとどうするのか。
- ・本当に必要になった時だけでなく、いつでも気軽に相談できる場所、支援者。
- ・複雑ではないもの。
- ・とにかく簡便なシステムと安価は相談料、そんなところでまでお金を儲けようとしている世の中って。
- ・身寄りのない方本人が制度や社会資源を知って、自分のことを考えられるようにしていってほしい。
- ・介護サービス（ヘルパー）は、曜日と時間が決まっていることが多く、「もう少し話がしたい」「ゆっくり買い物に行ってくれる人がいたら」という声がある。家政婦さんのように、長時間の対応ができる人で、掃除や買い物、銀行への送迎などお願いできたら、嬉しいです。
- ・後見人では医療同意ができないこと→後見もしくは他者が医療同意をできる制度。
- ・後見がついてなくても死後の事務を行ってくれる制度。
- ・医療同意を行ってもらうための制度。
- ・医療同意ができる制度（身元引受人以外で）
- ・後見人では医療同意が難しいため、事前に方向性を決め、公文章にできることがスムーズにできればよい。
- ・法的に明確な保護。

問12 身寄りのない方の支援についてご意見・ご要望などがありましたらご自由にご記入ください。（以下原文のまま記載）

- ・ケアマネだけでの支援は難しいので、都度相談させていただきたい。
- ・70歳を過ぎると、体力的にも落ちてきて、就労継続支援B型（障害福祉サービス）での活動が厳しくなってきますが、介護保険につながらず、細々と現状維持をせざる得ない状況。はざまのサービスで良いもの、良いことはないでしょうか。
- ・全くの天涯孤独の方、ご家族との関係が悪く支援が受けられない方は今後増加していきそうに思います。ご本人に判断力があるうちに、将来的な支援の方法をご本人と一緒に考えておけると良いと思いますが、実際に支援が必要になって支援者が介入するところには判断力が低下していることがほとんどではないでしょうか。将来のことを不安に思いつつ、どう準備していいかわからない人がいるとすれば、わかりやすい相談窓口や定期的な相談会などがあれば、元気なうちに気

軽に相談しやすいのではないかと思います。

- ・障がいを持つ方、その親が他界した後、死後の手続きを一緒に手伝ってくださる方がいませんでした。相談支援専門員と一緒にそれらの手続きをしましたが、障がいを持つ方は、制度を使いたくないなどで結局、社協の金銭管理（日自）も断り、親亡き後の手続きを一緒に手伝った経緯もあります。制度に対する不安、不信感のある方も多く、上記のケースの様に身近な人の支援が必要かと思います。しかし、相談支援専門員が多くの時間をボランティア的に割かねばならないことも事実としてあります。成年後見人は、報酬の充実をしていく方向もあるようですが、相談支援専門員も報酬の拡充をお願いしたい所はあります。
- ・身寄りのない方について、市役所の職員のアドバイス、支援があった方はあまり負担感なく支援ができました。協力の得られない方について遠方の親族を見つけ、仕事の都合で夜間などに連絡を取り、苦心しました。
- ・ケアマネの業務の範囲を超えないようにしていきたい。例えば、医療同意などでも、やってくれるケアマネとしないケアマネがいたら、病院は混乱すると思う。役割ルールは必要と思います。
- ・身寄りはあるても兄弟が関わってくれないというか介入できないケースや従兄弟に頼めないという場合が困っています。（伊那市以外）
- ・無料で気軽に相談にのってくれるところ。安心できる雰囲気。明るい色のインテリア、花を飾ってある、音楽、絵。
- ・いずれ後見制度の対象になってくるだろう方で、日自の利用をしている人でも、入院や急な事故、救急車などの対応が突発的にあるとき、どうしたものかと思うことがある。
- ・本人認知機能の目立った低下もなく独居、子は遠方で疎遠、という場合、しっかりしているので後見制度の対象でもないが、高齢であり、急な体調変化があったときにはどうするか、いつも不安です。
- ・お元気な時は良いが、状態変化が見られ在宅生活でもんだが生じて来るとケアマネだけでは支援が困難になることがあると思うので、一緒に問題に対処対応して預けたり、相談にのって頂けるとありがたいです。
- ・入院時や施設の申込等、連絡先になって頂ける方がいない場合はどうしたら良いか。サービス利用中の急変時の対応等を含め。
- ・制度や社会資源があり、支援者も連携しているが、ご本人の病状や障害特性で、制度の説明等を理解することができず、行き詰っているケースがある。
- ・制度云々よりもまず市役所の窓口で優しく接してほしい。
- ・事業所が休日、夜間の緊急時の対応など、心配なことも多いです。
- ・身寄りなく、預貯金が少ない方（利用者）についての支援が難しいです。そしてとても精神的プレッシャーが大きいです。
- ・身元引受人以外でも医療同意ができるよう（後見人が行えるようになるなど）できるとよい。
- ・家族がいても利用者にとってよい判断ができない場合の支援。
- ・ケアマネにご家族の替わりが出来ないことの周知。
- ・もし必要に迫られた場合、法的な保護が受けられるような法的整備してほしい。

身寄りのない方の支援についてのアンケートのまとめ (施設)

1 依頼先

高齢者、障害者を受け入れている施設

- ・ 特別養護老人ホーム 13 施設
- ・ 介護老人保健施設 8 施設
- ・ 認知症対応型共同生活介護 8 施設
- ・ 障害者支援施設 3 施設
- ・ 障害のグループホーム 16 施設

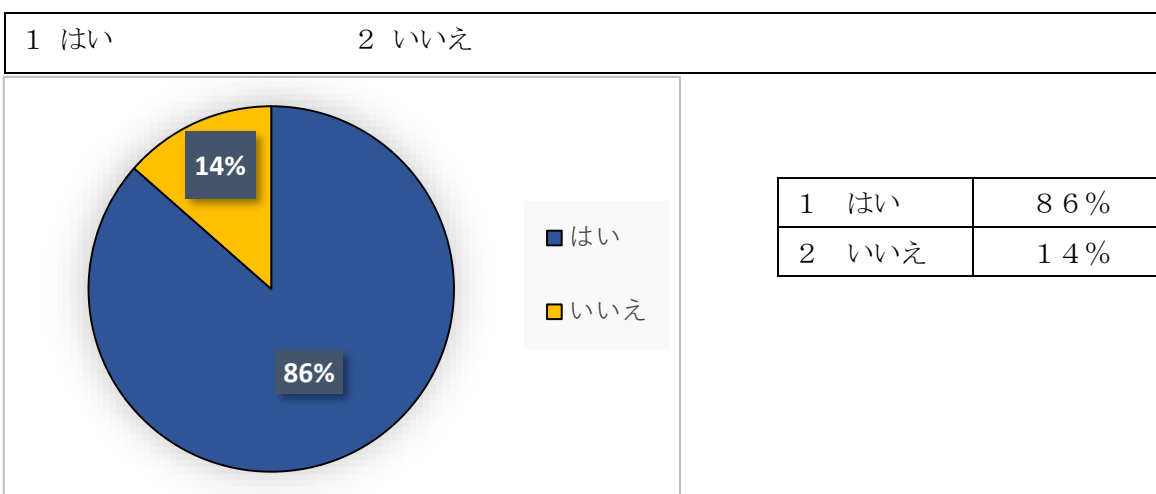
2 回収率

回答数 37 施設 回収率 77%

3 調査結果

問1 入所の際に契約時に保証人等を求めていますか。

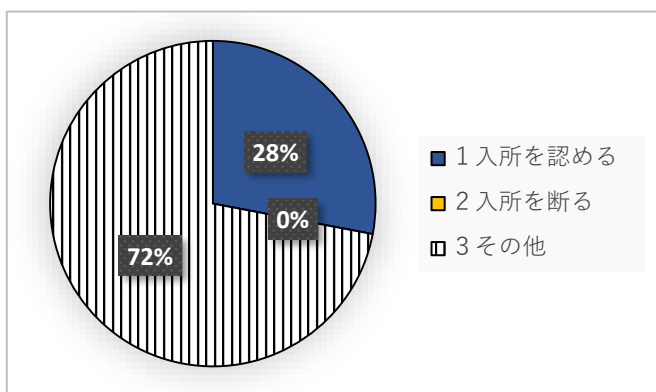
あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



問2 入所者に保証人等になってくれる親族がいなかった場合にはどうしていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 誰もいない場合には保証人等を求めないで入所を認める	→ 問2-2へ
2 入所を断る 3 その他()	



1 誰もいない場合には保証人等を求めないで入所を認める	28%
2 入所を断る	0%
3 その他	72%

その他回答	回答数
後見人の確認・利用検討	5
前例がない	5
市町村等へ相談	3
親族以外で求める	3
施設長が保証人となる	2
保証金を預かる	1
保険に入る	1
成年後見制度を利用している方で、緊急時の対応（入院や夜間の連絡）をどなたかが対応できる場合は、利用を検討する。	1

問2-2 問2で1に回答した方にお聞きします。

保証人等になる親族がいない等の理由で入所認めた件数は令和3年度どのくらいの件数がありましたか。また、保証人等がいなかった場合に入所後、施設で支援を行っている現状を教えてください。

令和3年度保証人等になる親族がいない等の理由で入所を認めた件数	件
身寄りがいないことで病院が行っている支援の現状 例：入所者の所在地の市町村に親族がいるかを問い合わせる。	

入所を認めた件数	回答数
1件	3人
2件	1人

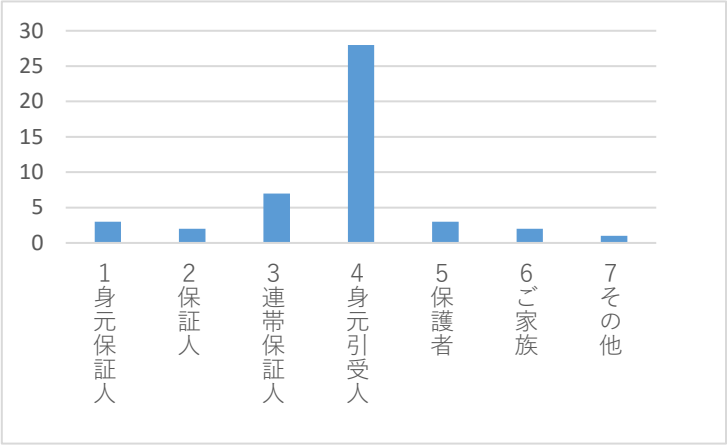
記述内容

- ・ 諸々の事情で保証人を立てられなかったため、支援機関で話し合い入所を決定。
- ・ 成年後見制度の申請を市町村と一緒に進める。
- ・ 包括や居宅ケアマネと連携。保証人等になれる人を探すという事は行っていない。
- ・ 市町村が窓口になっていただいているので特に支援はなし。

問3 保証人等を求める場合、施設ではどのような名称を使っていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 身元保証人	2 保証人	3 連帯保証人
4 身元引受人	5 保護者	6 ご家族 7 その他 ()



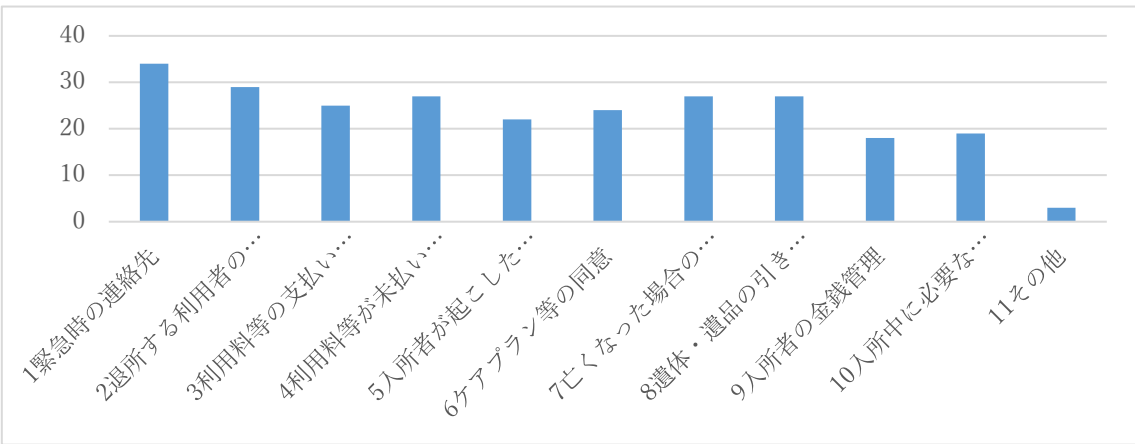
1 身元保証人	3
2 保証人	2
3 連帯保証人	7
4 身元引受人	28
5 保護者	3
6 ご家族	2
7 その他	1

その他の意見 ・身元引受人等

問4 保証人等に求めるものは何ですか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 緊急時の連絡先	2 退所する利用者の身柄の引き取り
3 利用料等の支払いを確実にしてもらうこと	
4 利用料等が未払いになった場合等の債務の保証	
5 入所者が起こした物損の保証や退所時の原状回復義務の履行	
6 ケアプラン等の同意	7 亡くなった場合の死後事務
8 遺体・遺品の引き取り	9 入所者の金銭管理
10 入所中に必要な物品(衣類等)の準備	11 その他 ()

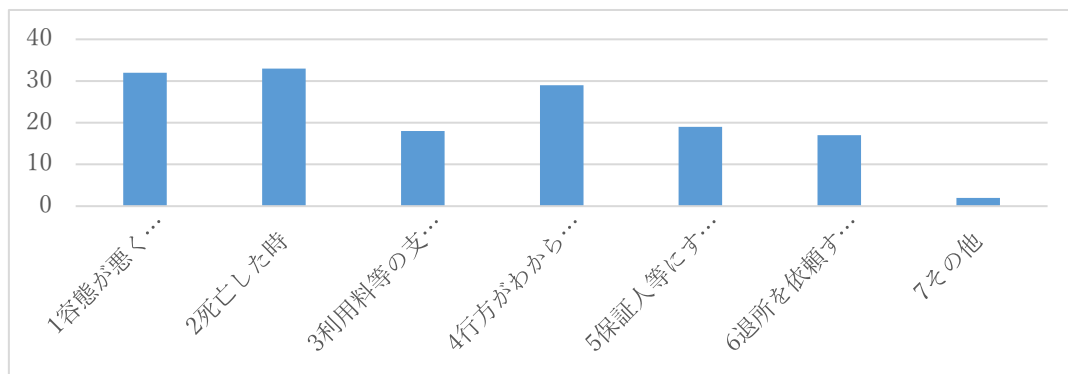


1 緊急時の連絡先	3 4
2 退所する利用者の身柄の引き取り	2 9
3 利用料等の支払いを確実にしてもらうこと	2 5
4 利用料等が未払いになった場合等の債務の保証	2 7
5 入所者が起こした物損の保証や退所時の原状回復義務の履行	2 2
6 ケアプラン等の同意	2 4
7 亡くなった場合の死後事務	2 7
8 遺体・遺品の引き取り	2 7
9 入所者の金銭管理	1 8
10 入所中に必要な物品（衣類等）の準備	1 9
11 その他	3

問5 施設では、緊急時の連絡はどのような時を想定していますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1 容態が悪くなってきた時	2 死亡した時
3 利用料等の支払いが滞った時	4 行方がわからなくなった時
5 保証人等にすぐに来所してほしい時	6 退所を依頼する時
7 その他（	）



1 容態が悪くなってきた時	3 2
2 死亡した時	3 3
3 利用料等の支払いが滞った時	1 8
4 行方がわからなくなった時	2 9
5 保証人等にすぐに来所してほしい時	1 9
6 退所を依頼する時	1 7
7 その他	2

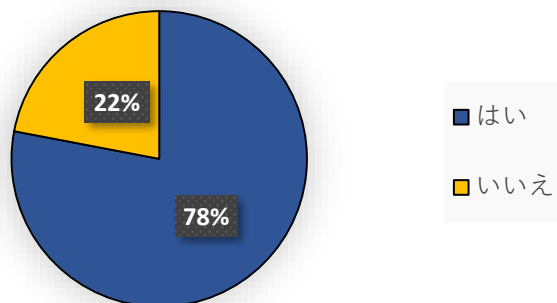
その他の意見	・入院するとき
--------	---------

問6 予防接種の同意等の医療同意を求めていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい → 問6-2へ

2 いいえ



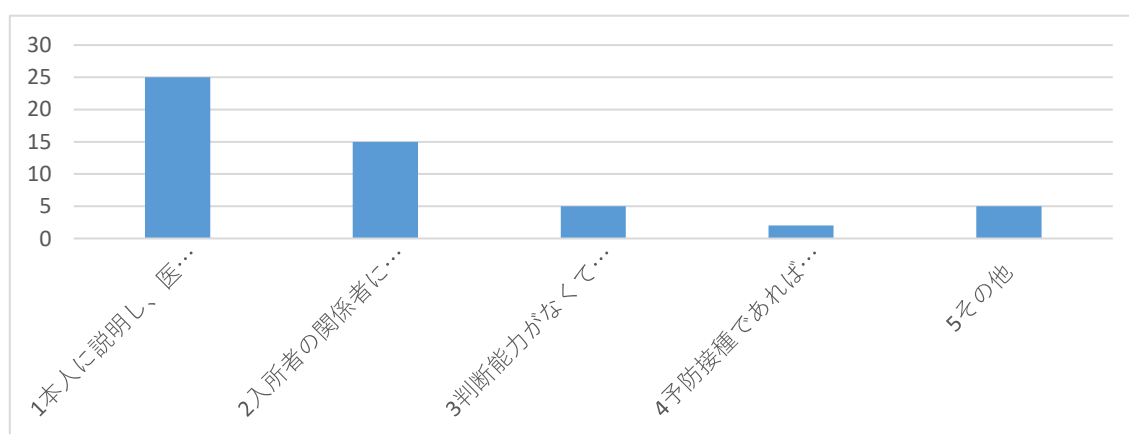
1	はい	78%
2	いいえ	22%

問6-2 問6で1に回答された方にお聞きします。

身寄りがいない方に医療同意を求める場合にはどのようにしていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 入所者に判断能力があれば入所者本人に説明し、医療同意を求めている
- 2 入所者に判断能力がなければ、入所者の関係者に医療同意を求めている
→ 問6-3へ
- 3 入所者に判断能力がなくても入所者本人に説明し、説明したことをケース記録に記載し、最善策としてやむを得ず同意をしている
- 4 入所者に判断能力がなくても予防接種であれば感染防止の観点から医療同意を得たものとしてやむを得ず同意している。
- 5 その他 ()



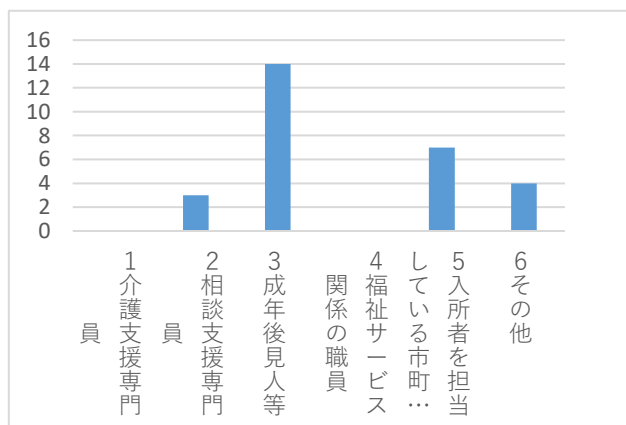
1 入所者に判断能力があれば入所者本人に説明し、医療同意を求めている	2 5
2 入所者に判断能力がなければ、入所者の関係者に医療同意を求めている	1 5
3 入所者に判断能力がなくても入所者本人に説明し、説明したことをケース記録に記載し、最善策としてやむを得ず同意をしている	5
4 入所者に判断能力がなくても予防接種であれば感染防止の観点から医療同意を得たものとしてやむを得ず同意している。	2
5 その他	5

その他の意見

- ・今までに対応事例がない
- ・身元引受人に確認と同意を求めている。

問6-3 問6-2で2に回答した方にお聞きます。入所者の関係者は誰に求めていますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 介護支援専門員	2 相談支援専門員
3 成年後見人等	4 福祉サービス関係の職員
5 入所者を担当している市町村職員	6 その他 ()



1 介護支援専門員	0
2 相談支援専門員	3
3 成年後見人等	1 4
4 福祉サービス関係の職員	0
5 入所者を担当している市町村職員	7
6 その他	4

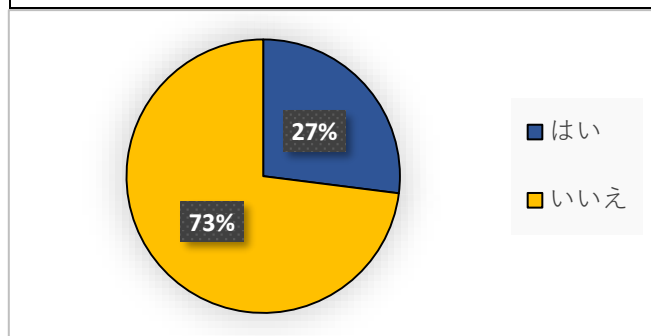
その他の意見

- ・ご本人

問7 保証人等がないことで困ったことがありますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい → 問7-2へ	2 いいえ → 問8へ
--------------	-------------



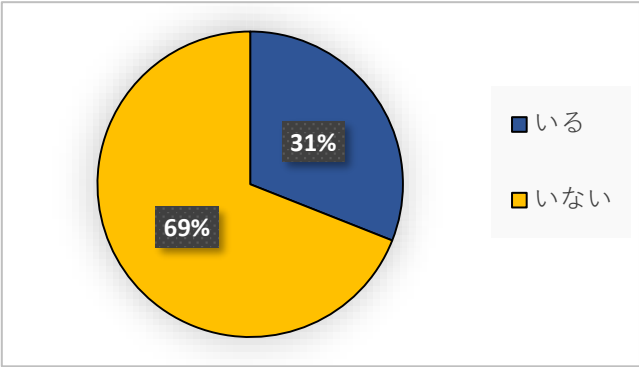
1 はい	2 7 %
2 いいえ	7 3 %

問7-2 問7で「1」に回答された方にお聞きします。保証人等がいないことで困ったことはどのようなことがあったか教えてください。（自由記述）（以下原文のまま記載）

- ・退所時の原状回復ができなかった。
- ・退所前後において、保証人と連絡がとれない状態になった。
- ・実際には、まだ起きていないケースだが、医療同意の問題は後見人がいても役割ではないため、判断できる家族のいない方は不安です。
- ・判断能力が難しい方への医療同意。金銭管理。
- ・退去後の流れの選択（本人に決断力、意思がない場合）
- ・グループホーム入居中に亡くなられて遺骨になられた後、親族はいたが関係が悪く、引き取って頂けなくて、ある期間グループホーム内にて、遺骨を保管せざるを得なかった。親族と交渉を続け、最終的に引き取って頂いた。
- ・キーパーソンになっている方はいるが、あまり対応していただかず、連絡がつかない場合があり困った。
- ・衣類を家に取りに行きたい等ある時は、相談員が対応することもあるが、すぐ対応できないこともある。
- ・死亡の届出
- ・医療行為の確認
- ・緊急時にケアマネージャーへ対応を依頼した。

問8 入所者の中で現在身寄りがいない、今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民はいますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。いる場合には人数の記入をしてください。

1 いる → 人	2 いない
--------------------	-------

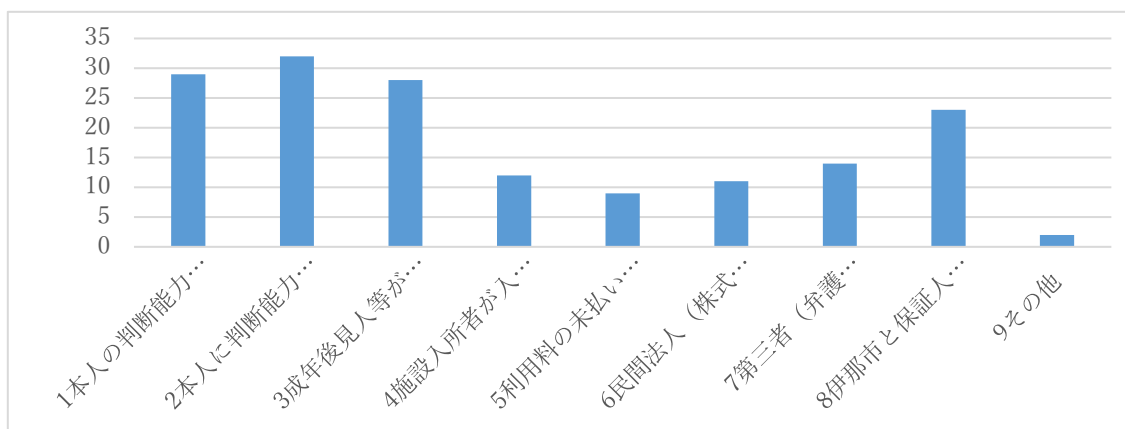


いる人数	回答数
1人	7
2人	1
3人	2
未記入	1

現在身寄りがいない、今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民 15人以上

問9 今後身寄りのない方が増え、保証人等になってくれる方がいないケースが増えると思われ
ますが、こうした課題に対してどのような解決策などがあるとお考えですか。あてはまるも
のをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 本人の判断能力があるうちに看取り、相続等について話し合い、記録を残しておく
- 2 本人に判断能力がない状況であれば早急に成年後見制度の手続きを行う
- 3 成年後見人等が保証人等の役割を果たす(成年後見人等ができない医療同意や債務保証は除く)
- 4 施設入所者が入院する場合、施設管理者が保証人等の役割を果たす
- 5 利用料の未払いに対する保険や基金等を創設し、損害を保証する
- 6 民間法人(株式会社、社協、NPO等)による保証人等の引受の普及
- 7 第三者(弁護士、司法書士、民間法人等)との契約による死後事務委任契約の活用
- 8 伊那市と保証人等についての連携
- 9 その他()



1 本人の判断能力があるうちに看取り、相続等について話し合い、記録を残しておく	29
2 本人に判断能力がない状況であれば早急に成年後見制度の手続きを行う	32
3 成年後見人等が保証人等の役割を果たす(成年後見人等ができない医療同意や債務保証は除く)	28
4 施設入所者が入院する場合、施設管理者が保証人等の役割を果たす	12
5 利用料の未払いに対する保険や基金等を創設し、損害を保証する	9
6 民間法人(株式会社、社協、NPO等)による保証人等の引受の普及	11
7 第三者(弁護士、司法書士、民間法人等)との契約による死後事務委任契約の活用	14
8 伊那市と保証人等についての連携	23
9 その他	2

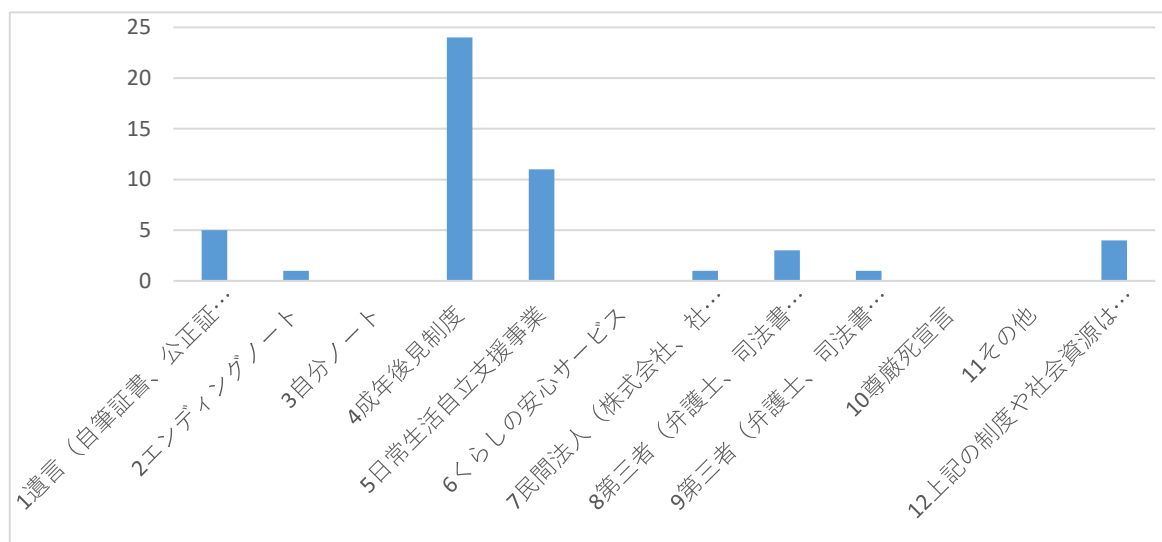
その他の意見 ・関係者で事前に話し合いを持っておく
・施設職員が役割を果たせるように、人員配置できるような基準

問10 問9の項目以外に保証人等がない、緊急時の連絡先がない等のことで解決策や事前に準備してほしいこと等があればご自由にご記入ください。（自由記述）（以下原文のまま記載）

- ・福祉課の窓口に専門員を置いてほしい。
- ・大抵の事は金銭で解決できるので、①（本人の）お金をプールする。②家賃保証会社のように損害を保証する仕組み作り等ができれば問題を解決できるのではと思います。
- ・身寄りのない方の入院時保証人は、市町村になってほしい。
- ・利用料金の未払い、緊急時対応（治療や看取りの方向性）が決まっていない（決める人がいない）、金銭管理・死後の事務手続きなど一般的に困るだろうなと予測できる点について事前に整えてから施設利用を検討してもらいたい → 施設に入所してからでは対応が遅れてしまうケースがあります。
- ・代わる人をお願いしておく。
- ・施設に入所する前に、身寄りがいない方は行政との関わりがあると、とても助かります。そのような方は、早めにキャッチし、行政と関わってくださるとありがたいです。
- ・覚書等の交わし、様式があると良いです。
- ・ケアマネージャー等からの相談があっても、緊急時の対応が決まっていないことがあるので、どのように対応するか、検討したうえで、相談預けるとお互いに困らずに良いと思う。
- ・判断能力があるうちに本人と話し合うことが大事だと思うが、話し合う場に同席するメンバー（職種や包括支援センターの職員の方など）や内容について、ガイドラインがあると進めやすい。法的に問題なく安心して出来るやり方を教えていただきたい。
- ・ご本人が亡くなった後、利用料金を支払っていただけなかったケースがあり、死後事務委任契約で対応してもらえるのか。死後事務委任契約に対して知識がなかったので、どのような手続きで利用できるのか知りたい。

問11 身寄りのない方を支援するにあたって、活用したことがある制度や社会資源がありますか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 1 遺言（自筆証書、公正証書等） | 2 エンディングノート | 3 自分ノート |
| 4 成年後見制度 | 5 日常生活自立支援事業 | 6 暮らしの安心サービス |
| 7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受 | | |
| 8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約 | | |
| 9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約 | | |
| 10 尊厳死宣言 | 11 その他（ | ） |
| 12 上記の制度や社会資源は利用したことがない | | |

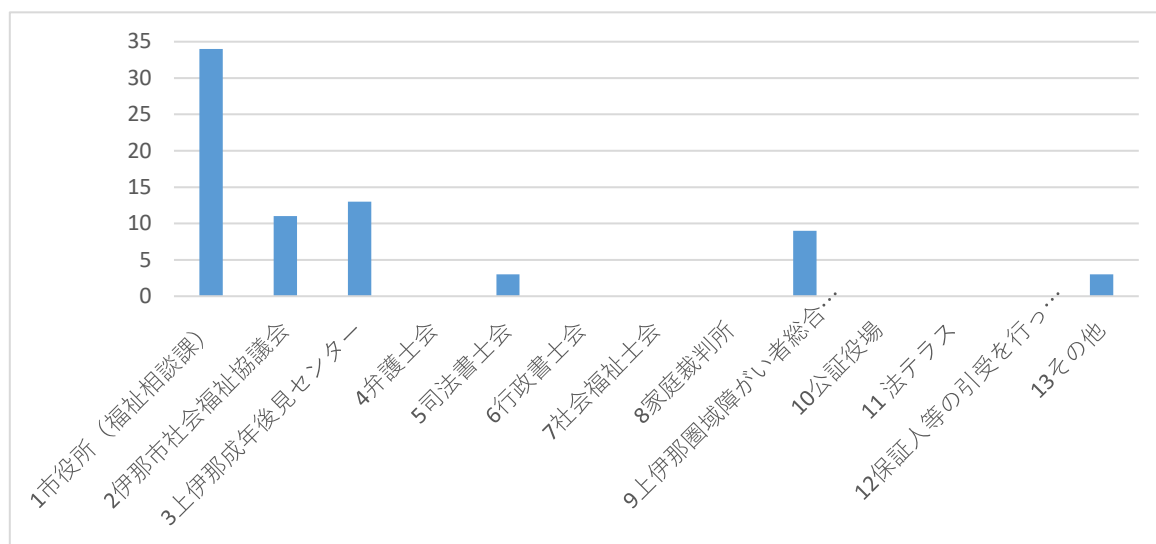


1 遺言（自筆証書、公正証書等）	5
2 エンディングノート	1
3 自分ノート	0
4 成年後見制度	24
5 日常生活自立支援事業	11
6 くらしの安心サービス	0
7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受	1
8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約	3
9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約	1
10 尊厳死宣言	0
11 その他	0
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない	4

問12 身寄りのない方を支援する場合にどこに相談をしますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1	市役所（福祉相談課）	2	伊那市社会福祉協議会	
3	上伊那成年後見センター	4	弁護士会	5 司法書士会
6	行政書士会	7	社会福祉士会	8 家庭裁判所
9	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ			
10	公証役場	11	法テラス	
12	保証人等の引受を行っている民間法人	13	その他（	）



1 市役所 (福祉相談課)	3 4
2 伊那市社会福祉協議会	1 1
3 上伊那成年後見センター	1 3
4 弁護士会	0
5 司法書士会	3
6 行政書士会	0
7 社会福祉士会	0
8 家庭裁判所	0
9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	9
10 公証役場	0
11 法テラス	0
12 保証人等の引受を行っている民間法人	0
13 その他	3

その他の意見

・担当の相談支援専門員

・居宅介護支援専門員 (ケアマネジャー)

問13 身寄りのない方の相談や支援にあたって、現状の制度や社会資源の状況についてあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 充足している

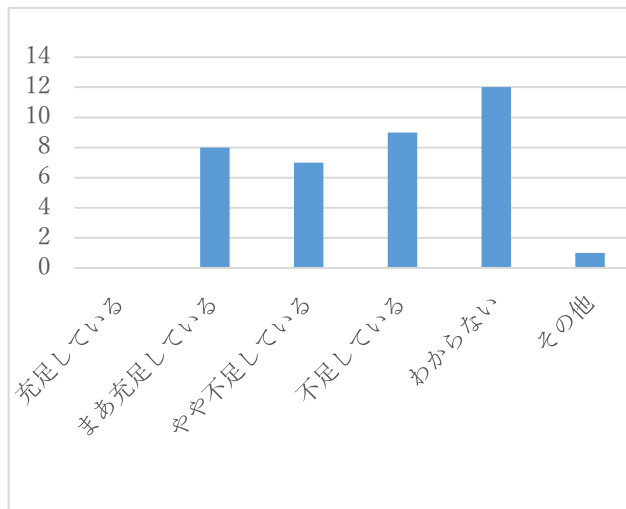
2 まあ充足している

3 やや不足している

4 不足している

5 わからない

6 その他 ()



1	充足している	0 %
2	まあ充足している	22 %
3	やや不足している	19 %
4	不足している	24 %
5	わからない	32 %
6	その他	3 %

その他の意見

- ・現状の理解がしっかりできていない。

問14 身寄りのない方の支援のために、どのような制度や社会資源が必要であると考えますか。
ご自由にご記入ください。(自由記述)(以下原文のまま記載)

- ・公の保証人の制度(個人や団体などは100%信頼できない)
- ・終の住処の受け入れ場所。身寄りのない方を把握するための制度?
- ・住居および食事の支援があれば、生活していくことは可能。
- ・金銭管理や保証人を請け負ってくれる団体。
- ・高齢となってきましたので、介護施設への入所の際に保証人となって下さる人(すでにあるかもしれませんが)。
- ・代行サービス等
- ・受診等外出時の支援
- ・利用料の未払いが無くなるような仕組み。
- ・医療同意は本人が出来なくなる前に、事前に希望を聞いておく。
- ・死後事務の支援や相談などの対応体制づくり。
- ・現在の暮らしのサポートも必要ですが、その後の最後は迎えられるよう、できるサポート、社会資源が必要だと感じます。特養はありますが、入れるまでに時間がかかってしまう。
- ・成年後見人は医療同意ができないので、本人が判断できない場合は、誰に相談したら良いか、困ります。
- ・保険者との事前調整。
- ・医療行為や生命に関する内容の特例案等々
- ・医療同意が出来る者が必要。
- ・早い段階で行政介入や後見制度の活用など。
- ・判断能力がある時点で意思を汲み取れる仕組み
- ・地域の中で、相談できる人を増やす。
- ・ある程度の年齢になったら、行政が加わり、将来を話し合う。

問15 身寄りのない方の支援についてご意見・ご要望などがありましたらご自由にご記入ください。(自由記述)(以下原文のまま記載)

- ・施設利用者の高齢化が進むにつれ、入居当時は身寄りがいた人も時間とともに孤独(身寄りがいなくなる)。その段階で、施設利用をなくすことも出来ません。長いスパンで見守ってもらえる社会資源が欲しいです。
- ・障害者グループホームのサービス管理をしていますが、後見や他支援者、市町村も入っての協力体制であったとしても、本人の意思が定まらない、市町村が次の住まいを見つけられない、となり結果入院する状況になるまでホームに居たという事例があります。利用者を受け入れたくないわけではないですが、最後の最後に市町村が逃げ腰だと、ホームとしては高齢の方の入居を考えてしまいます。環境や人員が高齢の方を対象としていないので。だけど何のサポートもホームに対してはないので、そこを何とかしてもらいたいと思ったことがありました。
- ・アパートを活用して、グループホームを運営していますが、一般入居の方もいます。一部空き部屋があり、入居は可能な状態ですが、今まで「生活保護で保証人がいないけれど、入れてもらえませんか？」とか相談を受けたことはありません。また以前にセーフティネット住宅に登録していた時期もありましたが、一度も連絡はありませんでした。伊那では住居に困っている人はいないと思っていました(そんなことはないのかもしれませんが)。要は情報が滞っているとか、不足によるアンマッチが大きいと思います。一部地域では十分に機能しなかったセーフティーネット住宅に替ってハローホームという名で住居提供に力を入れているエリアもあると聞いています。伊那市でもいろいろと取り組まれているのですが、なかなか私たちまで届いてこないです。
- ・今後より一層こういったケースが増えると思われます。現状ですと連携を密にしていければと考えます。
- ・身寄りがなくても住居、生活に困らないように、市全体で取り組めたらよいと思います。

身寄りのない方の支援についてのアンケートのまとめ
(病院)

1 依頼先

・伊那中央病院 ・仁愛病院 ・田中病院 ・伊那神経科病院

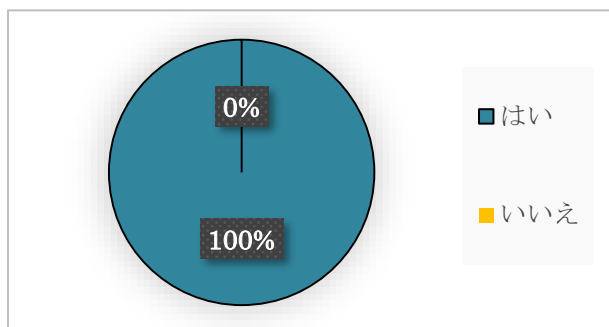
2 回收率 75%

3 調査結果

問1 入院の際に契約時に保証人等を求めていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい	2 いいえ
------	-------

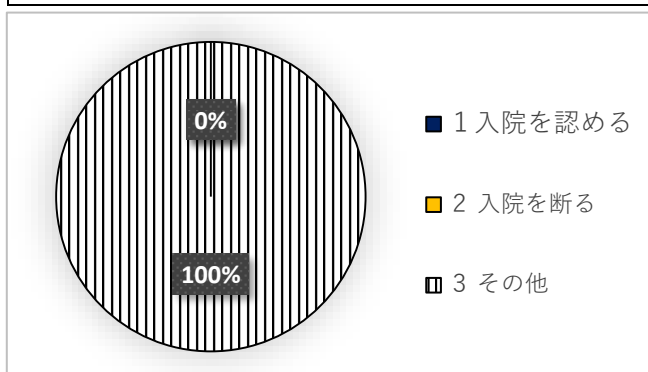


1 はい	3
2 いいえ	0

問2 入院患者に保証人等になってくれる親族がいなかった場合にはどうしていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 誰もいない場合には保証人等を求めないで入院を認める → 問2-2へ
2 入院を断る 3 その他()



1 誰もいない場合には保証人等を求めないで入院を認める	0
2 入院を断る	0
3 その他	3

その他

- ・入院は認めるが、公的機関等を含め、協力者を探る。求めているわけではない。
- ・市役所に相談する
- ・認める場合もある

問2-2 問2で1に回答した方にお聞きます。

保証人等になる親族がいない等の理由で入院を認めた件数は令和3年度どのくらいの件数がありましたか。また、保証人等がいなかった場合に入院後、病院で支援を行っている現状を教えてください。

令和3年度保証人等になる親族がいない等の理由で入院を認めた件数	件
身寄りがいないことで病院が行っている支援の現状 例：入院患者の所在地の市町村に親族がいるかを問い合わせる。	

令和3年度保証人等になる親族がいない等の理由で入院を認めた件数

-
- ・1件
 - ・統計をとっていないため不明

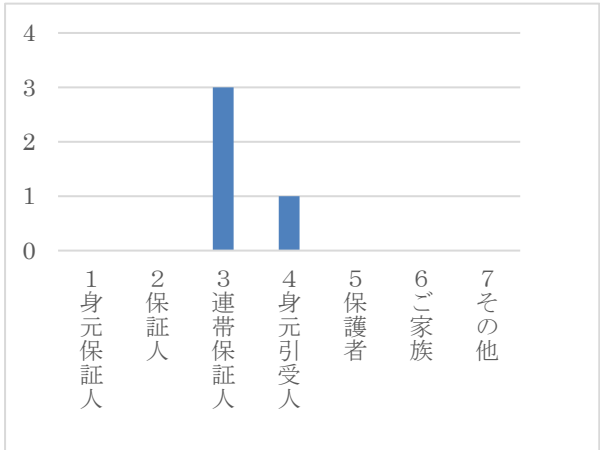
身寄りがいないことで病院が行っている支援の現状

-
- ・市町村に協力を求める。
 - ・身寄りが不在ではないが、本人が連絡や交渉を拒否する場合は保証書の記入なしで入院しているケースがある。必要時は本人に同意が得られればスタッフが連絡をとるようにする。

問3 保証人等を求める場合、病院ではどのような名称を使っていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 身元保証人	2 保証人	3 連帯保証人
4 身元引受人	5 保護者	6 ご家族
7 その他 (		)

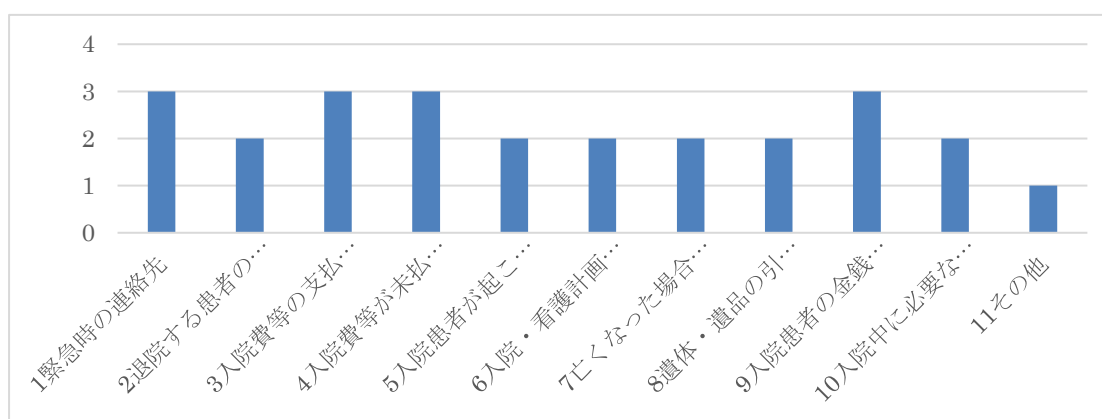


1 身元保証人	0
2 保証人	0
3 連帯保証人	3
4 身元引受人	1
5 保護者	0
6 ご家族	0
7 その他	0

問4 保証人等に求めるものは何ですか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 緊急時の連絡先	2 退院する患者の身柄の引き取り
3 入院費等の支払いを確実にしてもらうこと	
4 入院費等が未払いになった場合等の債務の保証	
5 入院患者が起こした物損の保証や退院時の原状回復義務の履行	
6 入院・看護計画書等の同意	7 亡くなった場合の死後事務
8 遺体・遺品の引き取り	9 入院患者の金銭管理
10 入院中に必要な物品（タオル、着替え等）の準備	
11 その他（	）

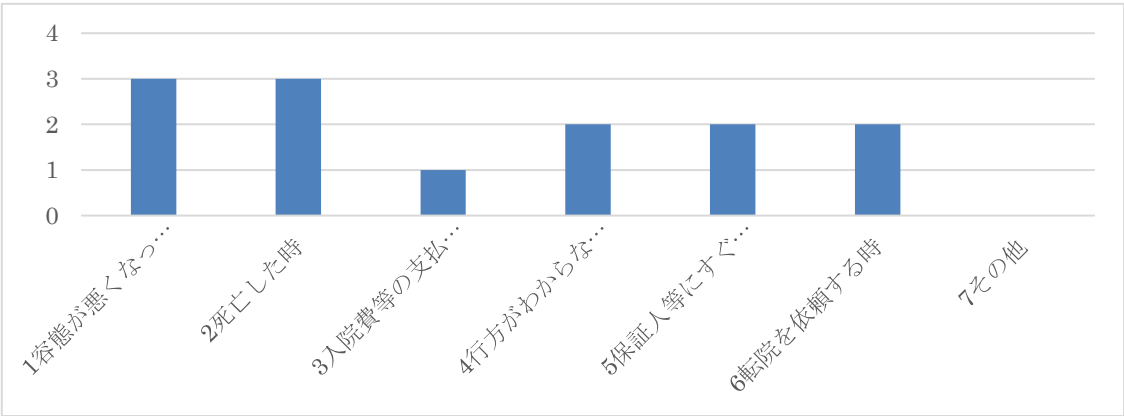


1 緊急時の連絡先	3
2 退院する患者の身柄の引き取り	2
3 入院費等の支払いを確実にしてもらうこと	3
4 入院費等が未払いになった場合等の債務の保証	3
5 入院患者が起こした物損の保証や退院時の原状回復義務の履行	2
6 入院・看護計画書等の同意	2
7 亡くなった場合の死後事務	2
8 遺体・遺品の引き取り	2
9 入院患者の金銭管理	3
10 入院中に必要な物品（タオル、着替え等）の準備	2
11 その他	1

問5 病院では、緊急時の連絡はどのような時を想定していますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1 容態が悪くなってきた時	2 死亡した時
3 入院費等の支払いが滞った時	4 行方がわからなくなった時
5 保証人等にすぐに来院してほしい時	6 転院を依頼する時
7 その他 ()	

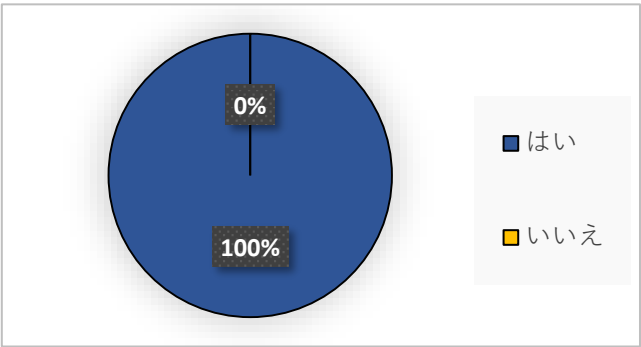


1 容態が悪くなってきた時	3
2 死亡した時	3
3 入院費等の支払いが滞った時	1
4 行方がわからなくなった時	2
5 保証人等にすぐに来院してほしい時	2
6 転院を依頼する時	2
7 その他	0

問6 予防接種の同意や手術の同意等の医療同意を求めていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい → 問6-2へ	2 いいえ
--------------	-------



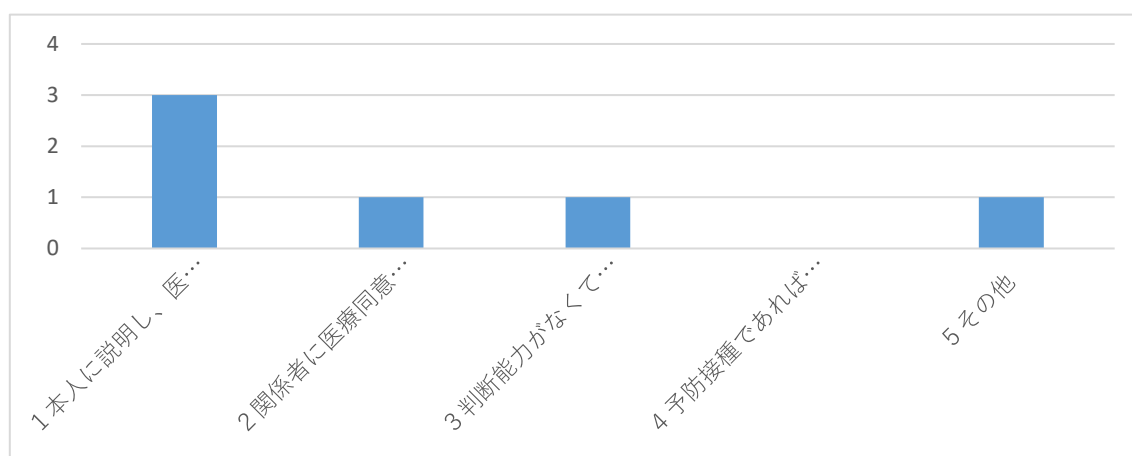
1 はい	3
2 いいえ	0

問6－2 問6で1に回答された方にお聞きします。

身寄りがいない方に医療同意を求める場合にはどのようにしていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 入院患者に判断能力があれば入院患者本人に説明し、医療同意を求めている
- 2 入院患者に判断能力がなければ、入院患者の関係者に医療同意を求めている
→ 問6－3へ
- 3 入院患者に判断能力がなくても入院患者本人に説明し、説明したことをカルテに記載し、最善策としてやむを得ず同意をしている
- 4 入院患者に判断能力がなくても予防接種であれば感染防止の観点から医療同意を得たものとしてやむを得ず同意している。
- 5 その他 ()



1 入院患者に判断能力があれば入院患者本人に説明し、医療同意を求めている	3
2 入院患者に判断能力がなければ、入院患者の関係者に医療同意を求めている	1
3 入院患者に判断能力がなくても入院患者本人に説明し、説明したことをカルテに記載し、最善策としてやむを得ず同意をしている	1
4 入院患者に判断能力がなくても予防接種であれば感染防止の観点から医療同意を得たものとしてやむを得ず同意している	0
5 その他	1

問6－3 問6－2で2に回答した方にお聞きします。

入院患者の関係者は誰に求めていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 介護支援専門員
- 2 相談支援専門員
- 3 施設入所している場合は入所施設職員
- 4 福祉サービス関係の職員
- 5 入院患者を担当している市町村職員
- 6 成年後見人等
- 7 その他 ()

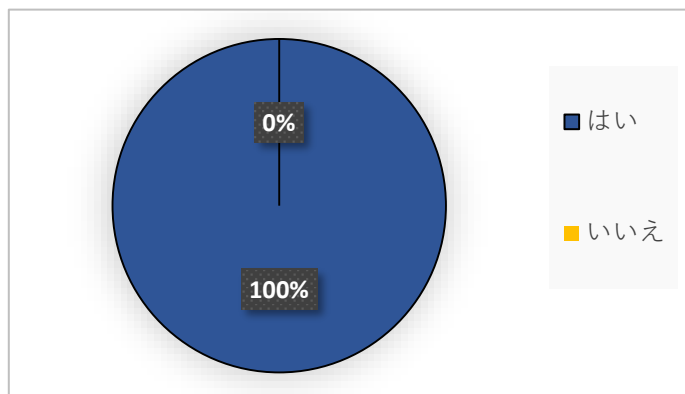
→ 6 成年後見人等：1病院

問7 保証人等がないことで困ったことがありますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい → 問7-2へ

2 いいえ → 問8へ



1	はい	3
2	いいえ	0

問7-2 問7で1に回答された方にお聞きします。

保証人等がないことで困ったことはどのようなことがあったか教えてください。

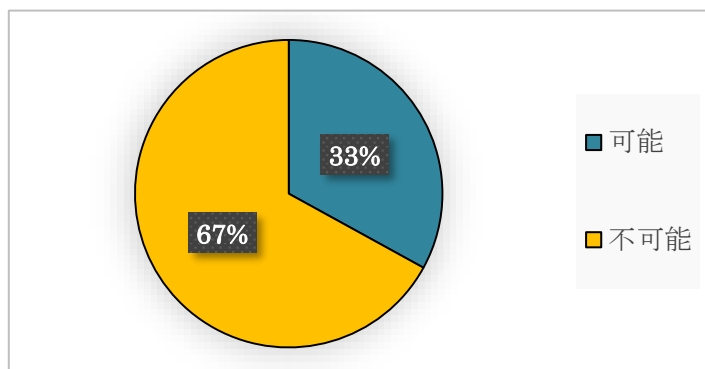
- ・死亡時の引き取りや火葬等などの対応。ご本人死亡時の支払い。施設入所や転院手続きに難渋する。(行政に協力を求めているケースが多い)
- ・「入院申込・誓約書」の書類を記入してもらえない。
- ・本人に支払い能力がない時。退院後あるいは入院中請求時に支払いができないと判明した時。

問8 長期入院になった場合や長期入院により施設で退所扱いとなってしまった場合に、病院に住所を置くことは可能ですか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 可能

2 不可能 → 問8-2へ



1	可能	1
2	不可能	2

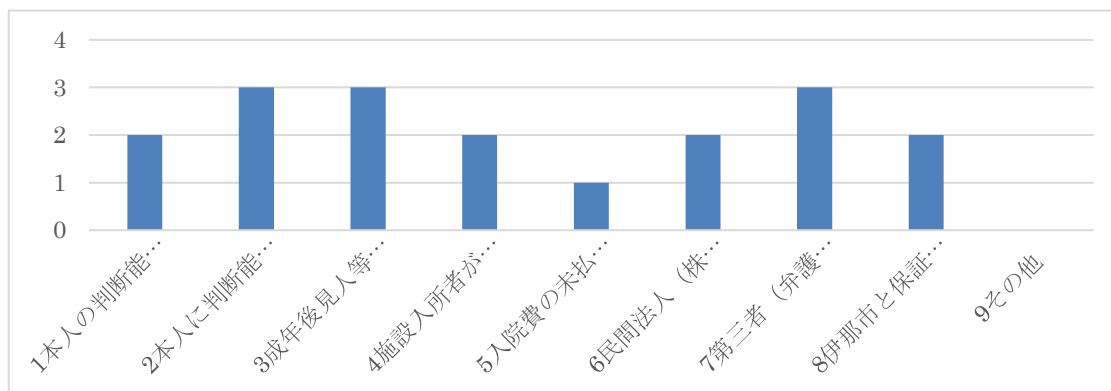
- ・急性期病院であり、想定していない。(住所を置かなければならないほどの長期入院になることがない) →退院後の保証ができない。
- ・6か月後入院しているか不明。

1 いる	→	人
2 いない		



問 10 今後身寄りのない方が増え、保証人等になってくれる方がいないケースが増えると思われ
ますが、こうした課題に対してどのような解決策などがあるとお考えですか。
あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 3 4



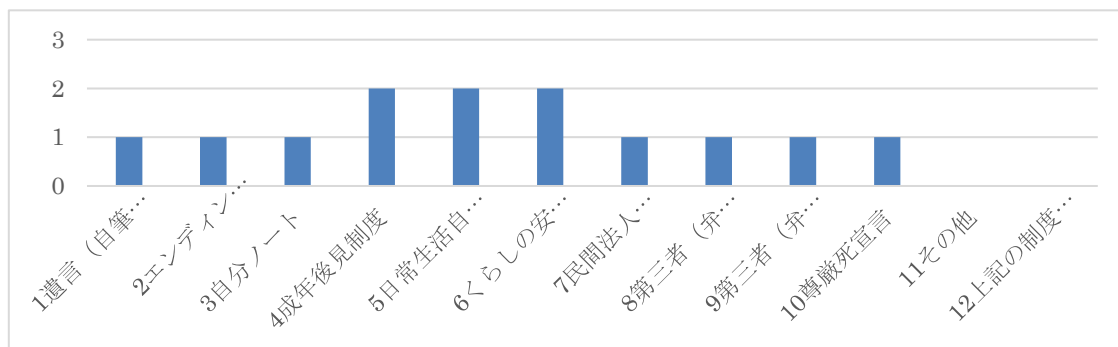
1 本人の判断能力があるうちに看取り、相続等について話し合い、記録を残しておく	2
2 本人に判断能力がない状況であれば早急に成年後見制度の手続きを行う	3
3 成年後見人等が保証人等の役割を果たす（成年後見人等ができない医療同意や債務保証は除く）	3
4 施設入所者が入院する場合、施設管理者が保証人等の役割を果たす	2
5 入院費の未払いに対する保険や基金等を創設し、損害を保証する	1
6 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受の普及	2
7 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約の活用	3
8 伊那市と保証人等についての連携	2
9 その他	0

問11 問10の項目以外に保証人等がない、緊急時の連絡先がない等のことで解決策や事前に準備してほしいこと等があればご自由にご記入ください。

- ・行政との連携（病院としては行政に頼るしかない）。
- ・行政として制度化してほしい（明文化）（市のスタッフが異動等で変わった際に対応が異なるのは困る）

問12 身寄りのない方を支援するにあたって、活用したことがある制度や社会資源がありますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1 遺言（自筆証書、公正証書等）	2 エンディングノート	3 自分ノート
4 成年後見制度	5 日常生活自立支援事業	6 暮らしの安心サービス
7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受		
8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約		
9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約		
10 尊厳死宣言	11 その他（	）
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない		

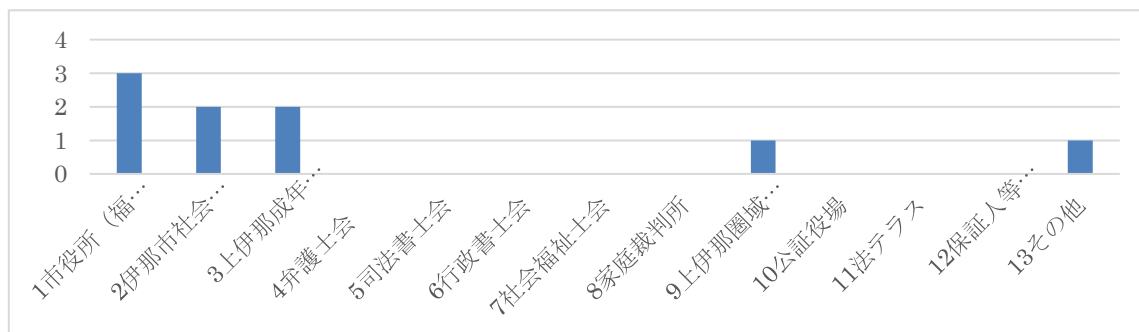


1 遺言 (自筆証書、公正証書等)	1
2 エンディングノート	1
3 自分ノート	1
4 成年後見制度	2
5 日常生活自立支援事業	2
6 暮らしの安心サービス	2
7 民間法人 (株式会社、社協、NPO等) による保証人等の引受	1
8 第三者 (弁護士、司法書士、民間法人等) との契約による金銭管理、委任契約	1
9 第三者 (弁護士、司法書士、民間法人等) との契約による死後事務委任契約	1
10 尊厳死宣言	1
11 その他	0
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない	0

問13 身寄りのない方を支援する場合にどこに相談をしますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	市役所（福祉相談課）	2	伊那市社会福祉協議会	
3	上伊那成年後見センター	4	弁護士会	5 司法書士会
6	行政書士会	7	社会福祉士会	8 家庭裁判所
9	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ			
10	公証役場	11	法テラス	
12	保証人等の引受を行っている民間法人			
13	その他（ ）			



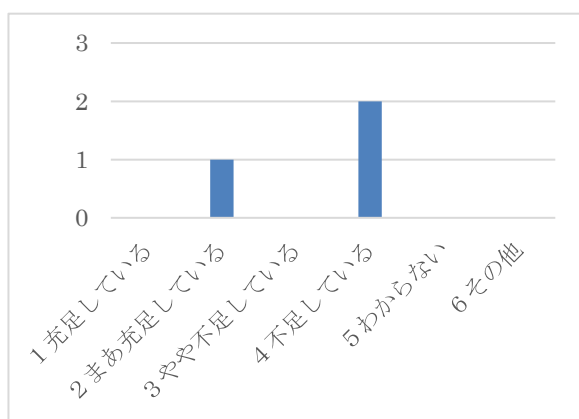
1 市役所（福祉相談課）	3
2 伊那市社会福祉協議会	2
3 上伊那成年後見センター	2
4 弁護士会	0
5 司法書士会	0
6 行政書士会	0
7 社会福祉士会	0
8 家庭裁判所	0
9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	1
10 公証役場	0
11 法テラス	0
12 保証人等の引受を行っている民間法人	0
13 その他	1

その他

・会ではなく知り合いの弁護士、司法書士

問14 身寄りのない方の相談や支援にあたって、現状の制度や社会資源の状況についてあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|------------|------------|
| 1 充足している | 2 まあ充足している |
| 3 やや不足している | 4 不足している |
| 5 わからない | 6 その他（ ） |



1 充足している	0
2 まあ充足している	1
3 やや不足している	0
4 不足している	2
5 わからない	0
6 その他	0

問15 身寄りのない方の支援のために、どのような制度や社会資源が必要であると考えますか。ご自由にご記入ください。

- ・ガイドライン作り（合意形成）
- ・対応マニュアルの作成
- ・入院費が支払われるとき、本人に代わって支払う制度
- ・判断能力があればある程度維持されているが、ADL や精神症状等の問題によって、外出などができない場合（入院中）、代行してくれる支援（買い物など）

問16 身寄りのない方の支援についてご意見・ご要望などがありましたらご自由にご記入ください。

- ・伊那市とは連絡が取れていると思うため、よろしく引き続きお願いします。

身寄りのない方の支援についてのアンケートのまとめ

(入居住宅)

1 依頼先

・住宅供給公社 ・くつろぎの家 ・長谷高齢者専用住宅

2 回収率 100%

3 調査結果

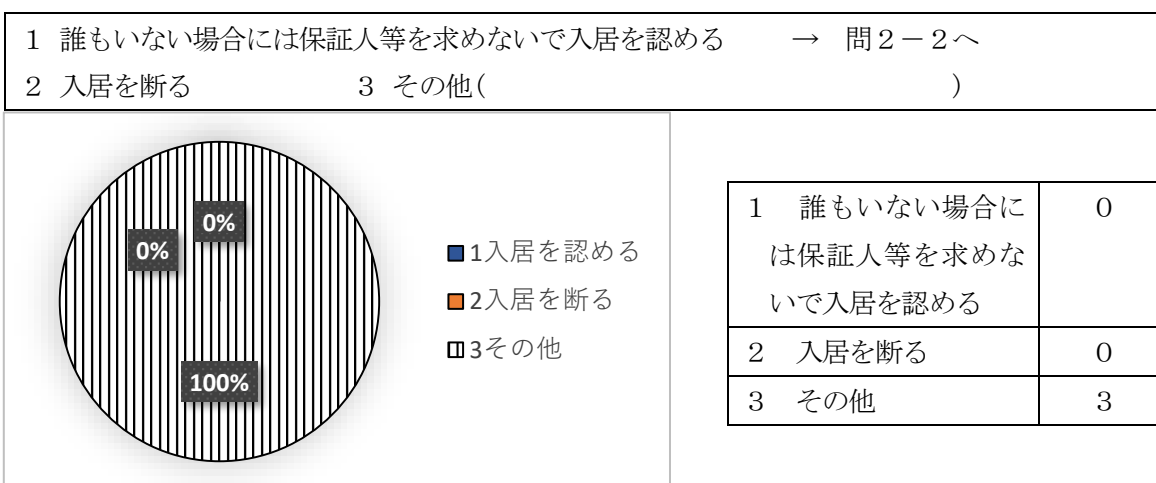
問1 入居の際に契約時に保証人等を求めていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



問2 入居者に保証人等になってくれる親族がいなかった場合にはどうしていますか。

あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。



その他の意見

・入居検討会において決める（2件）
 ・県・市共に県社協と入居保証協定を締結しているので、十分な聞き取りをした上でまいさぼへ相談に行くよう勧めています。

問2-2 問2で1に回答した方にお聞きします。

保証人等になる親族がいない等の理由で入居認めた件数は令和3年度どのくらいの件数がありましたか。また、保証人等がいなかった場合に入居後、支援を行っている現状を教えてください。

令和3年度保証人等になる親族がいない等の理由で入居を認めた件数	件
身寄りがいないことで行っている支援の現状 例：入居者の所在地の市町村に親族がいるかを問い合わせる。	

→ 回答なし

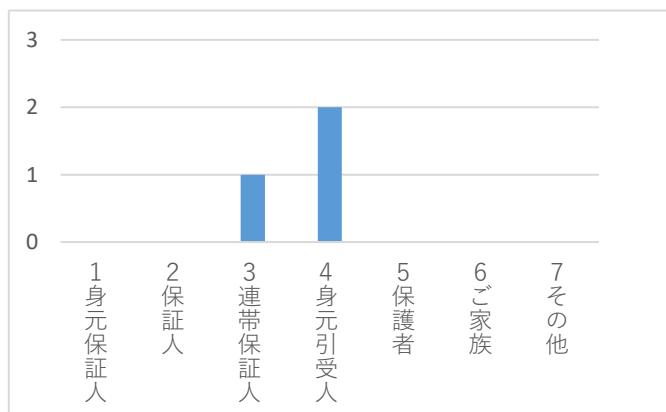
令和4年度について記載あり。

令和4年度伊那市営住宅団地建替えによる既存入居者（生活保護受給者） 1件
（家賃代理納付につき、連帯保証人免除）管理課決裁

問3 保証人等を求める場合、どのような名称を使っていますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1 身元保証人	2 保証人	3 連帯保証人	
4 身元引受人	5 保護者	6 ご家族	7 その他 ()



1 身元保証人	0
2 保証人	0
3 連帯保証人	1
4 身元引受人	2
5 保護者	0
6 ご家族	0
7 その他	0

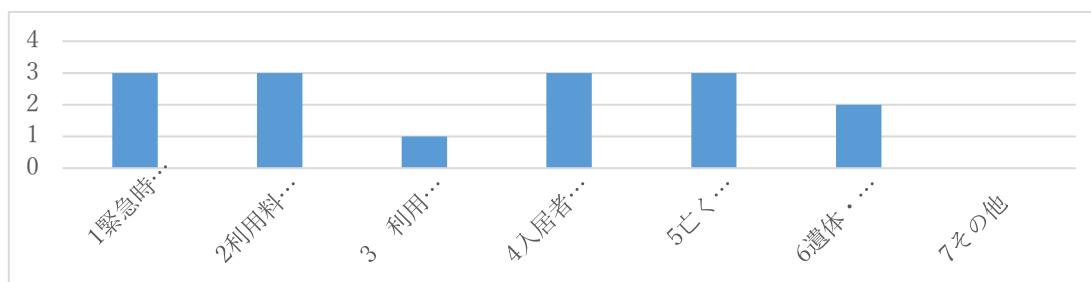
問4 保証人等に求めるものは何ですか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（複数回答可）

1 緊急時の連絡先
2 利用料等の支払いを確実にしてもらうこと
3 利用料等が未払いになった場合等の債務の保証
4 入居者が起こした物損の保証や退居時の原状回復義務の履行
5 亡くなった場合の死後事務

6 遺体・遺品の引き取り

7 その他 ()

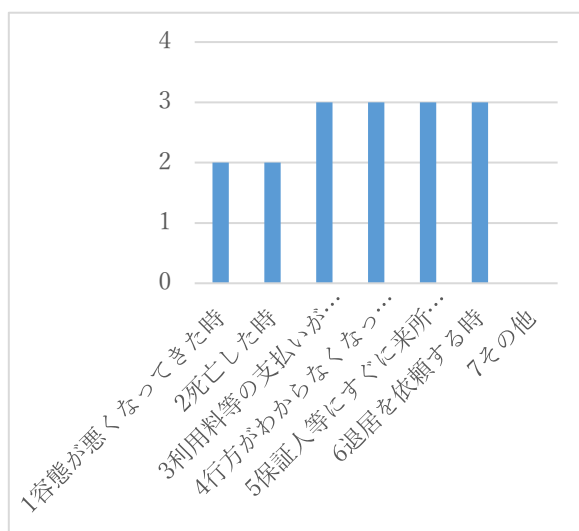


1 緊急時の連絡先	3
2 利用料等の支払いを確実にしてもらうこと	3
3 利用料等が未払いになった場合等の債務の保証	1
4 入居者が起こした物損の保証や退居時の原状回復義務の履行	3
5 亡くなった場合の死後事務	3
6 遺体・遺品の引き取り	2
7 その他	0

問5 緊急時の連絡はどのような時を想定していますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

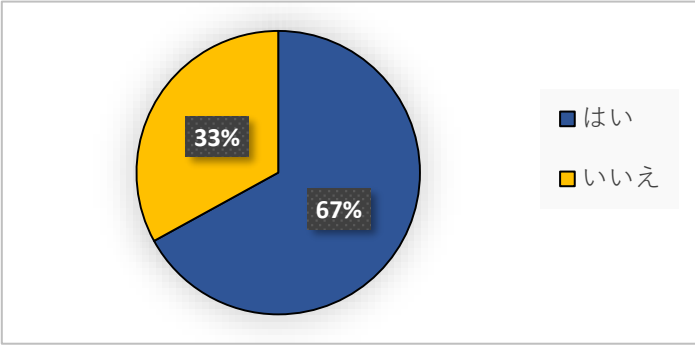
1 容態が悪くなってきた時	2 死亡した時
3 利用料等の支払いが滞った時	4 行方がわからなくなった時
5 保証人等にすぐに来所してほしい時	6 退居を依頼する時
7 その他 ()	



1 容態が悪くなってきた時	2
2 死亡した時	2
3 利用料等の支払いが滞った時	3
4 行方がわからなくなった時	3
5 保証人等にすぐに来所してほしい時	3
6 退居を依頼する時	3
7 その他	0

問6 保証人等がいないことで困ったことがありますか。
 あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 はい	→ 問6－2へ	2 いいえ	→ 問7へ
------	---------	-------	-------



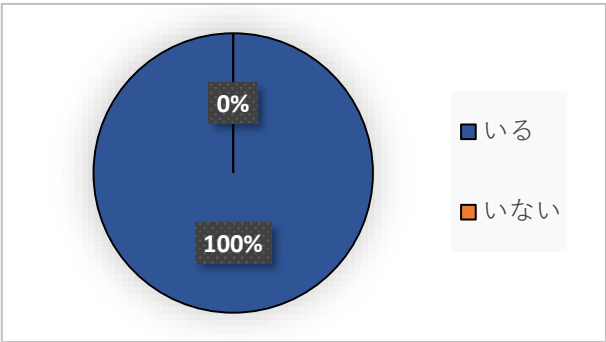
1 はい	2
2 いいえ	1

問6－2 問6で「1」に回答された方にお聞きします。保証人等がいないことで困ったことはどのようなことがあったか教えてください。

- ・入居当初、身元引受人となった人が、死亡、引っ越し等でいなくなってしまった人がいる。
- ・体調不良、特に救急車対応時、病院にすぐ行ってもらえない。
- ・利用料、公共料金の未払い。
- ・本人死亡後、入居当時連署した連帯保証人も死亡している。あるいは、連絡先にあて所がない。
- ・本人死亡後、法定相続人全員が相続放棄した場合、家賃滞納分収納及び退去手続き、退去修繕が進まない件（複数）

問7 入居者の中で現在身寄りがいない、今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民はいますか。
 あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。いる場合には人数の記入をしてください。

1 いる	→	人	2 いない
------	---	---	-------



いる人数	回答数
2人	2
その他	1

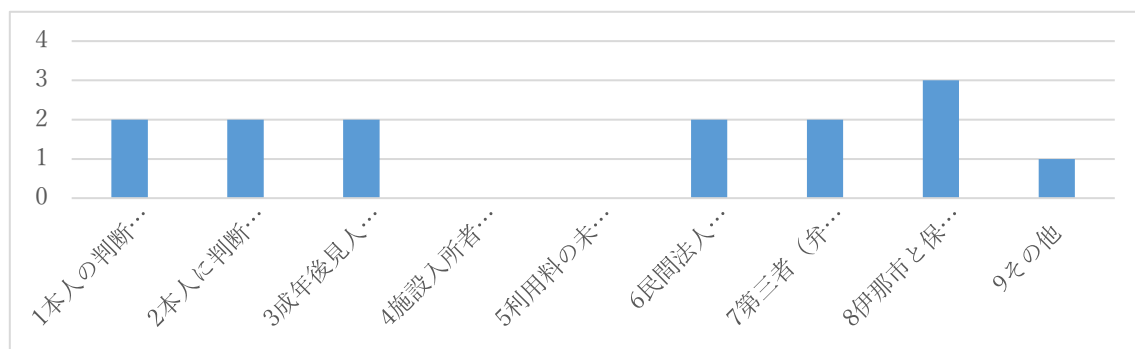
その他：何人いるかはわからない

(一定数いる)

現在身寄りがいない、今後身寄りがなく困ると考えられる伊那市民 4人以上

問8 今後身寄りのない方が増え、保証人等になってくれる方がいないケースが増えると予想されますが、こうした課題に対してどのような解決策などがあるとお考えですか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| 1 | 本人の判断能力があるうちに看取り、相続等について話し合い、記録を残しておく |
| 2 | 本人に判断能力がない状況であれば早急に成年後見制度の手続きを行う |
| 3 | 成年後見人等が保証人等の役割を果たす(成年後見人等ができない医療同意や債務保証は除く) |
| 4 | 施設入所者が入院する場合、施設管理者が保証人等の役割を果たす |
| 5 | 利用料の未払いに対する保険や基金等を創設し、損害を保証する |
| 6 | 民間法人(株式会社、社協、NPO等)による保証人等の引受の普及 |
| 7 | 第三者(弁護士、司法書士、民間法人等)との契約による死後事務委任契約の活用 |
| 8 | 伊那市と保証人等についての連携 |
| 9 | その他 () |

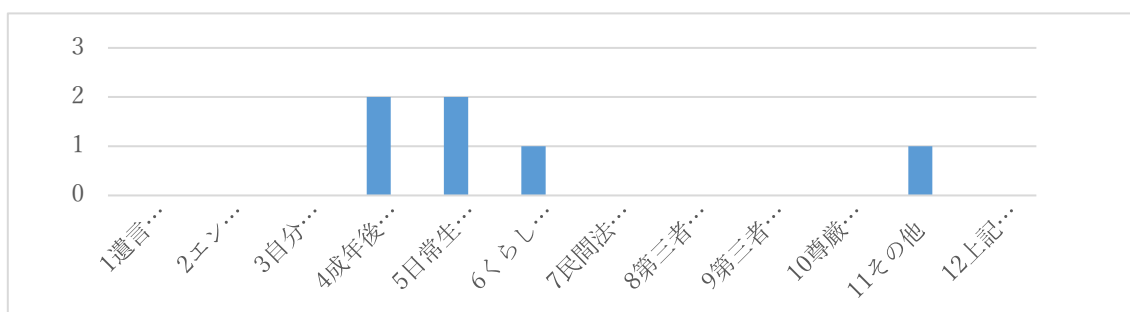


1	本人の判断能力があるうちに看取り、相続等について話し合い、記録を残しておく	2
2	本人に判断能力がない状況であれば早急に成年後見制度の手続きを行う	2
3	成年後見人等が保証人等の役割を果たす(成年後見人等ができない医療同意や債務保証は除く)	2
4	施設入所者が入院する場合、施設管理者が保証人等の役割を果たす	0
5	利用料の未払いに対する保険や基金等を創設し、損害を保証する	0
6	民間法人(株式会社、社協、NPO等)による保証人等の引受の普及	2
7	第三者(弁護士、司法書士、民間法人等)との契約による死後事務委任契約の活用	2
8	伊那市と保証人等についての連携	3
9	その他	1

その他 ・現在の運用規則の中では、まいさば入居保証を活用する

- ・現在はケアマネジャーや包括支援センターなどで対応してくれる人もいます。
- ・連帯保証人：まいさぽ入居保証契約の締結。その際の申請等に係る援助、補助が必要と思います。
(手続きに時間がかかるため)
- ・緊急連絡先：何かあった場合に確保は必要と思います。

1 遺言（自筆証書、公正証書等） 2 エンディングノート 3 自分ノート
4 成年後見制度 5 日常生活自立支援事業 6 くらしの安心サービス
7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受
8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約
9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約
10 尊厳死宣言 11 その他（ ）
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない



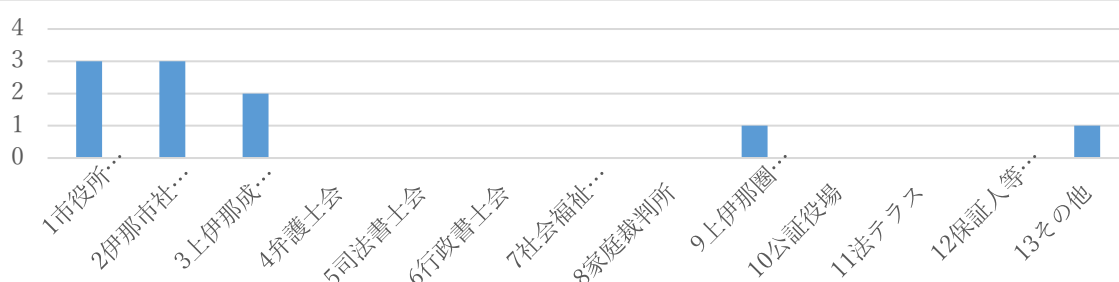
1 遺言（自筆証書、公正証書等）	0
2 エンディングノート	0
3 自分ノート	0
4 成年後見制度	2
5 日常生活自立支援事業	2
6 暮らしの安心サービス	1
7 民間法人（株式会社、社協、NPO等）による保証人等の引受	0
8 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による金銭管理、委任契約	0
9 第三者（弁護士、司法書士、民間法人等）との契約による死後事務委任契約	0
10 尊厳死宣言	0
11 その他	1
12 上記の制度や社会資源は利用したことがない	0

44

問1 1 身寄りのない方を支援する場合にどこに相談をしますか。

あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | | |
|-------------------------|--------------|---------|
| 1 市役所(福祉相談課) | 2 伊那市社会福祉協議会 | |
| 3 上伊那成年後見センター | 4 弁護士会 | 5 司法書士会 |
| 6 行政書士会 | 7 社会福祉士会 | 8 家庭裁判所 |
| 9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ | | |
| 10 公証役場 | 11 法テラス | |
| 12 保証人等の引受を行っている民間法人 | 13 その他() | |

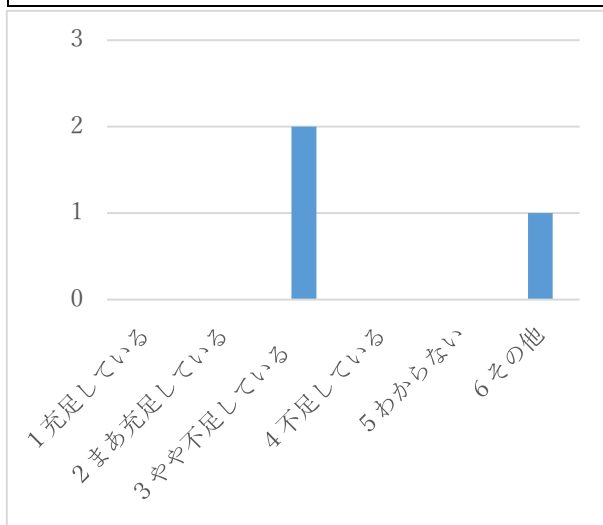


1 市役所(福祉相談課)	3
2 伊那市社会福祉協議会	3
3 上伊那成年後見センター	2
4 弁護士会	0
5 司法書士会	0
6 行政書士会	0
7 社会福祉士会	0
8 家庭裁判所	0
9 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	1
10 公証役場	0
11 法テラス	0
12 保証人等の引受を行っている民間法人	0
13 その他	1

その他 ・県あんしん創造ねっと まいさぼ
・本人に各機関に相談に行くよう案内しています。

問1 2 身寄りのない方の相談や支援にあたって、現状の制度や社会資源の状況についてあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1 充足している	2 まあ充足している
3 やや不足している	4 不足している
5 わからない	6 その他（ ）



1 充足している	0
2 まあ充足している	0
3 やや不足している	2
4 不足している	0
5 わからない	0
6 その他	1

その他の意見

- ・全体像は不明。ただ、独居死亡の例もあり、こうした方々の代理行為が出来る制度の充実や、周知などの取組が必要と思います。

問 1 3 身寄りのない方の支援のために、どのような制度や社会資源が必要であると考えますか。ご自由にご記入ください。

- ・県営住宅入居に際し、連絡保証人を求めています。国からの指導もあり住居の必要な方の円滑な入居を図るため、連帯保証人制度を撤廃する方向に今後は進んでいくものと思っています。但し、何かあった場合は緊急連絡先の確保が必要と思います。

問 1 4 身寄りのない方の支援についてご意見・ご要望などがありましたらご自由にご記入ください。（以下原文のまま記載）

- ・今後に向けて、身寄りのない方の把握、有事の際の具体的な支援方法など、本人の判断能力のあるうちに話し合いを持つなどできると良いと思います。
- ・何もサービスを使っていない方もおり、支援する側だけでなく、ご本人も不安に思っているのではないかと思います。
- ・入居も皆さんは何かしらサービスを利用しているため、緊急時でもケアマネージャー等に相談することができているので、ありがたいです。職員がどこか相談できる場所があり、一緒に動いてくれる人（行政や社協）がいれば、心配も少なくなります。身寄りのない方でも、住居やサービ

スが不安なく受けられるように願います。よろしくお願いします。

- 公社では、こと住まいに関しては、公営住宅は最後のセーフティネットと考えています。連帯保証人がいないことによって入居できないケースが発生しないように、現状では丁寧な聞き取りをしてもなお、いない方については、まいさぼに願うしか方法がないと思っています。

引用文献、参考文献

- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班

研究代表者 山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座 山縣 然太朗

- ・身寄りのいない高齢者への支援の手引き〔改訂版〕 弁護士 小嶋 正
- ・魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン 魚沼市
- ・支援に関わる機関のための松江市身寄りがいない人への支援ガイドライン

松江市、松江市社会福祉協議会

- ・法務省ホームページ

- ・身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課、法務省民事局商事課、
法務省民事局参事官室

伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会

令和5年度

◎は会長、○は副会長

依頼団体	委員名	所属
伊那市医師会	○高橋 丈夫	伊那神経科病院
伊那市歯科医師会	梅垣 孝	梅垣歯科医院
伊那市薬剤師会	川上 裕之	真誠堂薬局
伊那市民生児童委員協議会	竹松 幸人	民生児童委員（富県地区）
警察署	赤羽 史夫	伊那警察署生活安全課
法務局	大竹 紀子	長野地方法務局伊那支局
労働基準監督署	村上 將史	伊那労働基準監督署
年金事務所	山中 顕一	伊那年金事務所
長野県弁護士会上伊那在住会	◎中村 威彦	中村威彦法律事務所
リーガルサポートながの （長野県司法書士会）	○齋藤 敬	齋藤敬司法書士事務所
コスモス成年後見センター （長野県行政書士会）	平沢 友子	平沢友子事務所
ぱあとなあながの （長野県社会福祉士会）	菅野 明子	ふらっと相談支援センター
居宅介護事業所連絡会	八幡 香穂里	富士見高原医療福祉センター 介護サービスステーション伊那
上伊那圏域障がい者総合支援 センターきらりあ	村上 久登美	上伊那圏域障がい者総合支援 センターきらりあ
伊那市福祉団体連絡協議会	塩原 敬治	伊那市身体障害者福祉協会
伊那保健福祉事務所 福祉課	中野 佐和子	伊那保健福祉事務所 福祉課
成年後見センター	毛利 公子	伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター

令和6年度

◎は会長、○は副会長

依頼団体	委員名	所属
伊那市医師会	○高橋 丈夫	伊那神経科病院
伊那市歯科医師会	梅垣 孝	梅垣歯科医院
伊那市薬剤師会	川上 裕之	真誠堂薬局
伊那市民生児童委員協議会	竹松 幸人	民生児童委員（富県地区）
警察署	有賀 健司	伊那警察署生活安全課
労働基準監督署	名田 裕明	伊那労働基準監督署
年金事務所	山中 顕一	伊那年金事務所
長野県弁護士会上伊那在住会	◎中村 威彦	中村威彦法律事務所
リーガルサポートながの （長野県司法書士会）	○齋藤 敬	齋藤敬司法書士事務所
コスモス成年後見センター （長野県行政書士会）	平沢 友子	平沢友子事務所
ぱあとなあながの （長野県社会福祉士会）	菅野 明子	ふらっと相談支援センター
社労士成年後見センター長野 （長野県社会保険労務士会）	辻 渉	辻社会保険労務士事務所
居宅介護事業所連絡会	伊東 昌代	生協ケアプランセンターあおば
上伊那圏域障がい者総合支援 センターきらりあ	村上 久登美	上伊那圏域障がい者総合支援 センターきらりあ
伊那市福祉団体連絡協議会	春日 徳明	伊那市手をつなぐ育成会
伊那保健福祉事務所 福祉課	中野 佐和子	伊那保健福祉事務所 福祉課
成年後見センター	毛利 公子	伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター

アドバイザー

令和5年度

伊那公証役場	田畑 恵一	伊那市公証役場 公証人
長野県社会福祉協議会	中島 将 岩崎 明弘	総務企画部 主任企画員 相談事業部 あんしん創造グループ 主任

令和6年度

伊那公証役場	田畑 恵一	伊那市公証役場 公証人
長野県社会福祉協議会	平塚 直也 西澤 智美	総務企画部 企画グループ 主任 総務企画部 企画グループ 特任専門員

伊那市「身寄りのない人」への支援のガイドライン

～支援する人のためのガイドライン～

(令和6年11月策定)

担当課： 伊那市役所 保健福祉部 福祉相談課

所在地 伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター1階

電話 0265-78-4111 (内線2353、2360)